

令和5年第4回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 令和5年12月12日 午前10:00

○散 会 午後 4:56

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務局長 櫻 庭 仁
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 涉	総 務 課 長 古 仲 淳
危機管理監 櫻 庭 満 久	企画政策課長 安 田 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 強	地域づくり課長 渡 会 満
健康長寿課長 石 井 恵 子	農林水産振興課長 伊 藤 充
商工観光振興課長 鈴 木 和 徳	都市建設課長 菅 原 撰
文化スポーツ課長 石 井 幸 子	教 育 監 本 間 秀 徳

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 宮 崎 久 春	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------



令和5年第4回潟上市議会定例会日程表（第3号）

令和5年12月12日（3日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（小林 悟） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、12番石井和人議員、10番鈴木 司議員、2番鈴木壮二議員、13番西村 武議員、15番菅原龍太郎議員の順に行います。

12番石井和人議員の発言を許します。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 12番石井和人です。

傍聴席の皆様、本日はお寒い中お越しいただきましてありがとうございます。

当局の皆様、年末のお忙しい時期に時間をつくっていただきありがとうございます。

通告書に基づき質問をさせていただきます。

有害鳥獣対策について。

今年はツキノワグマによる被害が多く、毎日のように新聞やテレビなどで報道されています。ツキノワグマの捕獲数は、県自然保護課によると10月末時点で既に1,167頭の捕獲があり、昨年度の2倍以上となっているそうです。今年の県内の人身被害は、県警地域課によると69人です。潟上市では、昭和・飯田川地区だけでなく、山林の少ない天王地区でもクマが目撃されました。

私は昨年、県のツキノワグマ被害対策支援センターの方からツキノワグマの話を聞くことができました。クマは季節によって食べる物が変わります。春は、フキ、タケノコ、木の芽、山菜など。夏は、山のサクランボ、イチゴ、昆虫など。秋は、ドングリ、ブナの実などです。冬は、冬眠の季節です。今年は、春からクマの目撃数が多かったことを考慮すると、私は、ドングリやブナの実の凶作だけが原因とは言えないと考えています。

クマと出会わないためには、鈴やラジオの音など自分の存在を示して、クマに人間を避けてもらうことを心がけることです。クマの嗅覚は、人間の1万倍とも言われていますが、風向きにより、近くにいても気付かなかったり、川や風の音などで人の気配に気付かないこともあるようです。人の生活圏では、クマのエサとなるものを放置せず、クマが来ないように、電気柵などで農作物を保護したり、道路沿いの草を刈って、クマが移動するときに身を隠す場所をなくすことが効果的です。クマは、100メートル走の金メダリストよりも速く走り、木登りが得意で、泳ぐこともできます。つまり、クマがその気なら人間には逃げ道はないということです。しかし、クマは人を襲うために山から下りてくるわけではなく、食べ物を探し求めて歩き回り、結果として人に目撃されています。

万が一、クマに出会ってしまったらどうするか。ツキノワグマ被害対策支援センターの方によると、クマは逃げるものを追いかける習性があるため、クマを刺激しないように、ゆっくりと後ずさりすることがよいと言われました。山菜採りなど山へ行く際は、クマ撃退スプレーの携行を勧められていました。このスプレーは、辛み成分の強力な唐辛子が入った小型の消火器のようなもので、有効射程はおおよそ10メートルあり、アメリカのグリズリーでその効果が実証されています。

もし身を守る手段が何もないときは、防御姿勢を取ることが一番です。いわゆる死んだふりです。ただし、その際、爪の一撃で致命傷を受ける頭や首を腕で防護することが重要です。両腕を首の後ろで組むような形で、頭と首を守りつつ、土下座をするように姿勢を低くしたまま、クマが立ち去るまで、ただじっと動かずに耐えるしかないので。多少の傷を受けたとしても命には代えられません。致命傷を防ぐ最後の手段、それが防御姿勢を取った死んだふりです。

私は、クマの目撃数が急増したことで様々な問題が判明したと感じています。クマはどこから現れるのか。1頭のクマが複数ヶ所で目撃されたことによる実数把握の困難さ。クマの行動を容易にする藪化した荒廃地の存在。クマの餌となる放置された柿や栗などの対策。クマの餌となり得るものの把握。クマを寄せつけないようにするごみ収集所の使用。郊外に出没するクマの対策。迅速で効果的なクマ情報の発信方法。万が一、クマと遭遇した際の取るべき行動。音に慣れ、人間の行動を学習し、人を恐れなくなったクマの対策。冬眠しないクマが現れた場合の対策。ブナの実などの凶作にかかわらず、今後もクマの出没が多発する際の対策。農作物を守るための電気柵設置費用の問題。クマ

の目撃が多い地域での児童・生徒の登下校。問題点は、ほかにもまだまだたくさんあると思います。

既に報道されているように、私も人口減少とクマの生息域の拡大が関連していると考えています。その根拠として、廃村の増加があります。県内の廃村を調査した書籍によると、秋田県内の廃村数は125か所と記されていました。昭和30年代頃から廃村が増加していますが、実際には、それ以上の廃村があったと推測できます。生活圈だった廃村地域が山野となり、野生動物の生息域が拡大したことは十分に考えられます。さらに、空き家の増加も要因の一つとして考えられます。

次は、イノシシについてです。

イノシシは、これまで秋田県に生息していませんでしたが、数年前から県内の山間部各地で目撃されるようになりました。原因はいくつか考えられますが、狩猟者の減少や地球温暖化による生息域の拡大などがあると思います。

また、イノシシは多産で、1年に4から5頭の子を出産することも考慮することがあります。昭和地区では、稲などの食害のあった形跡がありました。数年前からイノシシの生息域が北上していますが、私は、イノシシの生息域が既に五城目町にまで達していることを現地で確認しました。このままでは農作物への被害が拡大することが懸念されます。

秋田県では、今年の狩猟免許取得申請者が増加しましたが、狩猟免許保有者の高齢化が進んでいると聞いています。狩猟を行うためには、狩猟免許のほかに、県に狩猟者登録を行い、狩猟者登録証と狩猟者記章の交付を受けることが必要です。登録の際には、狩猟税の納付と手数料も必要であり、3年間の免許更新には手数料がかかります。さらに、猟銃や猟具は高価なものが多く、金銭面で負担を感じている方もいると思われます。そのため、狩猟免許を取得しようとする人には、何らかの補助が必要ではないのでしょうか。以上のことから今後の有害鳥獣対策について質問いたします。

1、有害鳥獣の駆除者を安定確保するための施策はあるか。

2、人とクマの棲み分けを確立し、クマを駆除しなくても良い方法は検討されているか。

3、イノシシの生息状況及び農作物の被害状況並びに今後の対策は。

4、有害鳥獣に関する講演等を市民のために開催してもらえないか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） 12番石井和人議員の一般質問「有害鳥獣対策について」お答えいたします。

ご質問の1点目「有害鳥獣の駆除者を安定確保するための施策について」お答えいたします。

県では、有害鳥獣の捕獲に従事できる狩猟免許の新規取得を促進するため、狩猟免許の試験を年3回から4回に増やし、試験日を土曜日または日曜日とするなど、受験しやすいよう配慮するとともに、受験者を対象とした事前講習会を開催しております。

また、新規狩猟免許の取得費用や猟銃等の購入費用に対する助成を実施しているほか、12月県議会には、有害鳥獣駆除従事者や狩猟者の経済的負担を軽減するための追加支援策を提案しております。

今後も県と連携し、各種支援制度の周知を図るなど、有害鳥獣駆除者の安定確保に努めてまいります。

ご質問の2点目「人とクマの棲み分けを確立し、クマを駆除しなくても良い方法の検討について」お答えいたします。

「秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン」では、地域社会が結束して、人とクマが棲み分けしながら共に歩む秋田を目指すことを基本理念とし、人間の生活圏にクマが侵入した場合は、抑止力の行使だけではなく、地域住民の理解を得られたときは、人の怖さを覚えさせて山に返す「学習放獣」も選択肢とされております。

しかしながら、農作物への執着が強く、すぐに戻ってくる個体も多いことから、学習放獣への理解を得ることは難しく、人間の生活圏にクマが侵入したときは、人命を最優先とし、駆除はやむを得ないものと認識しております。

ご質問の3点目「イノシシの生息状況及び農作物の被害状況並びに今後の対応について」お答えいたします。

今年度はイノシシの目撃情報が少なく、農作物被害の報告もないことから、本市での生息状況を把握することが困難な状況であります。

今後も本市及び近隣市町村での目撃情報の収集に努め、人間の生活圏で危害を及ぼす可能性があるときは、警察や猟友会などの関係機関と連携して対応してまいります。

ご質問の4点目「市民のための有害鳥獣に関する講演等の開催について」お答えいたします。

県では、児童や生徒、農業関係者や一般市民を対象とし、クマなどの野生動物の生態や被害対策に関する出前講座を実施しており、令和4年度は29回の開催実績となっております。

今後、市民や農業関係者などから開催要望があった場合は、この県の出前講座を利用した講演会の開催を検討いたします。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員、再質問ありますか。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） ご答弁ありがとうございました。

まず1点目ですけれども、有害鳥獣の駆除者に対して、安定確保するための施策についてお伺いしましたけれども、今、部長おっしゃられたのは、ほとんど県の施策のようなことを言われております。具体的に潟上市ではどのようなことをこれからされるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

潟上市単独で安定確保するための独自の事業を行う予定はございません。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） やっぱり今後も有害鳥獣、特に今はクマの被害、もしくはクマの出没、こういうものが目立って多くなってきております。やはり今後も人命を優先させるということであれば、潟上市としても何か対応しなければならないと考えています。実際に駆除するとなれば、やはり市の責任になるのではないかと思います。やはり県任せではなく、市として何か継続的にできること、そういったものについて検討しなければならないと思いますけれども、そのことについてもう一度お伺いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、天王猟友会25名、羽城猟友会36名、合計61名の方が鳥獣被害対策実施隊員として活動してございます。現時点では人数等、十分に充足しておりますが、議員おっしゃいますとおり高齢化の進展もございますので、今後、他市町村の事例等を調査研究してまいります。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 今、合計で61名、駆除される方がいらっしゃるってお聞きしましたが、私調べたところによると、秋田県では千四百数十名、そういう方がいるということ

でした。1,400名に対して潟上市だけで61名しかいない、これはちょっと数字的には少ないのではないかなど。また、今後、超高齢化社会といわれていて、高齢者が多くなって、実際に狩猟、動ける人が少なくなる一方、人口減にあわせて実際に狩猟に携わる人も少なくなってくるのが予想されます。このことについて市ではどうのお考えを持っているのでしょうか。お願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

県内の狩猟者登録者数は、昭和49年に8,865名とピークを迎えましたが、平成26年には1,660名まで減少してございます。このため、先に申し上げました駆除者の安定確保を促進する施策を県が継続して実施した結果、平成26年度以降、登録者数は増加に転じており、若年層の割合も増加傾向にあると伺っております。

また、本市におきましては、駆除した頭数でございますが、昨年度は1頭、今年度は8頭であることから、61名で十分充足しているものと認識してございます。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 今年8頭捕獲されたということで、やはりクマの出没が多かったということがわかりました。

市では、県とか猟友会と連携しているとおっしゃいましたが、実際に、今後ですけれども、また来年以降も同じようにクマの数が、出没が多くなった場合、速やかな対応ができるような、そういう連携とか訓練のようなもの、そういったことは行われるのでしょうか。お願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

連絡調整の体制は、既に整備されてございますので、その部分に関する訓練は予定してございません。

ただし、捕獲等に関しましては、技術的なもの、これは講習会等を受けていただく、そういったことで訓練になろうかと考えております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） わかりました。今後もクマの被害がないように、連携を強化していただきたいと思っております。

次に、人とクマの棲み分けについてですけれども、やはり一番大事なことは、人とクマ

の接触がないように、クマの行動できる範囲を極力減らすこと、また、クマが出没したならば、すぐにそれがわかるような、そういった体制づくりが必要かと思われます。潟上市では、そういうクマが出たときにすぐ連絡できるような体制とか、あとは、すぐに駆除するための体制、そういったものはどうなっているのか、もう一度お願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

警察に先に通報があった場合は、すぐに速やかに市に報告がございます。市に先に報告があった場合は、市から県、警察、猟友会、それから防災無線で対象地域の住民の方にお知らせいたします。

加えて、出没した地域が小学校、中学校等の近くであれば、学校関係者へも市から連絡する、そういった体制となっております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 今聞いた連絡体制ですけども、クマの出没の多い地域、例えば昭和地区とかでは、ほぼ毎日のようにクマを見かけているという人もいるそうで、見かけたその都度、市に対して連絡しているかという、どうもそうではないみたいです。通報するのは、初めてクマを見た人とかが多いということですけども、情報収集の観点で問題はないのか、お伺いしたいです。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

情報収集という観点では問題があるかと思えます。見かけた場合は、速やかに通報するよう周知してまいります。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） クマ発見した際、市では防災無線等で周知すると言われましたが、防災無線、場所によっては音声をよく聞き取りづらい、そういった問題点もあろうかと思えます。ですので、本当に周知するためには、やはり例えばクマの情報を、例えばクマが多く出没する地域はどこかとか、あとはクマに出会ったらどうしたらよいのか、そういったことを例えば小冊子でなくても1枚の紙でもいいので、そういうものを配布して、確実にそのクマがいる、気をつけなければならない、そういったことをやってみるという、そういう考えはないでしょうか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

市町村で目撃を把握した場合は県にも報告いたします。県では、県内全域の目撃情報をマップにした情報をリアルタイムで更新しており、クマ、ニホンジカ、イノシシについては、こちらでご覧いただけます。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 今言われたマップですけども、そこにアクセスすれば情報が全部見られると思いますけども、それは最新情報というのはどれくらいの間隔で表示されるのでしょうか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

私が今週末確認した時点では、12月5日現在となっております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 今言われた最新が12月5日と言われますと、例えば今、この天王地区にクマが出たというその情報も、数日経たないと確認できないということであれば、これに関しては実用性に対しては少し問題があるのではないかなど。情報データとしてならば有効に活用できるかと思えます。クマについては、やはりクマが現れた、出沒したことを速やかに知る何らかの方法が必要ではないかと思えますが、改めて市として何かクマの出沒に対する今後の予定なり、何か具体的なことを考えていないものか、その辺のことについてお願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

リアルタイムで地域住民の方にお知らせするには、今は防災無線が一番だと考えております。ただし、他市町村におきましては、LINEを使ったプッシュ型の通知、これを検討しているところもございますので、そういった事例を検証してまいります。

さらに、先ほど申し上げたマップにつきましては、リアルタイムで情報をお知らせするのではなく、出やすい場所をお知らせするのが主たる目的でありますことを申し添えておきます。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 次、イノシシについてお伺いしたいと思います。

市では報告はなかったと言われてはいますが、実際、例えば昭和地区の田畑のある

ところ、そういったところに行くと、イノシシの動いた形跡、例えば土の中を掘り返したようなそういう跡、あとはイノシシの足跡など、そういったものは確認できます。ですので、おそらく多少の被害があったとしても、連絡しなくてもいいと、そういう農家の方もいらっしゃるのではないかなと思いますので、今後、イノシシが今のクマのような感じで急増しないためにも、早いうちから正確な出没数を把握しておくことも必要ではないかと思いますが、これについてのお考えをお願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 有害鳥獣に対しては、人身被害がないように、これからも宜しくをお願いします。

最後に、有害鳥獣に対する講習会等ですけども、やはり、例えば今年、クマのことが話題になりましたけども、やはりクマについて、クマの生態がどういったものなのか、そういうことを一人ひとりが知ること、クマに対しての意識づけ、そういうことができてくると思われます。ですので、先ほど言われたように、県の出前講座、そういったものを奨励していただいて、市民みんなが、クマだけでなく有害鳥獣に対して危機感を持っていただけるような、そういう潟上市であってほしいと思います。

私はやはり市民目線になって、市民のためのことを考えた、そういった潟上市になってほしいと思います。その辺のことをこれからも宜しくお話ししたいと思っています。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（小林 悟） これをもって12番石井和人議員の質問を終わります。

次に、10番鈴木 司議員の発言を許します。10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） おはようございます。10番鈴木 司です。

このたびは一般質問の機会をいただきましたことに対し、議員各位並びに市当局に対して感謝申し上げます。

また、後ろの方に傍聴者も控えています。昨日に続いて新規職員が後ろに控えているということで、大変画期的であると同時に、多少私も緊張もしています。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、私の方から3点です。一つは、地域自治の推進について、2つ目が令和6年度予算編成方針と財政運営について、そして3つ目が中学校の部活動地域移行につい

て、3点であります。

1点目の地域自治の推進についてです。

公民館、いわゆる市民センターは、地域に根差し、サークルや団体の学習活動、地域行事等の推進などの重要な役割を果たしていますが、その利用は常に同じような顔ぶれに終始しているように感じています。これは、「かたりあん」を本館として、天王センター・昭和センター・飯田川センターが、従来から地縁的性格を持ち、地域に根差しているという表れでもあります。その反面、閉鎖性を含み持つことにもつながります。

各センターは地域に埋没するのではなく、地域に活力を注入するため、地域外の団体や機関、多様な市民を巻き込み交流し、その力を活用するという本来の教育力の発揮が求められるものと思います。社会教育法に位置付けられる市内3センターの現状と課題、そして今後のセンターの展開について伺います。

一方、各地域の集会所は、市民部所管の下で地区住民の自治活動を中心に、集会・サロン等の活動拠点として利用されています。地域自治を推進するべく町内会の果たす役割は、いまや多様であり、地区住民の交流・親睦・環境整備等々、様々な活動を行っています。その間口の広さゆえに、持続可能な地域づくりという観点から、役員のなり手がいない、あるいは参加者の顔ぶれがいつも同じだという憂慮すべき現状も垣間見られます。今後、自治意識の醸成等をどのように図っていくか、伺います。

一つには、社会教育法に位置付けられる市内3センターの現状と課題、そして今後のセンターのあり方について。

2つ目が、自治意識の醸成のために、行政に求められることについて。

3つ目が、センターと分館を所管する教育委員会と市民部との役割分担や連携について。

2つ目が、令和6年度予算編成方針と財政運営についてであります。

令和6年度の予算編成方針並びに令和6年度の予算編成について、国や県の動向、一般財源や基金等の活用見通しを踏まえ、市の予算編成方針を伺います。

一つには、新型コロナウイルス感染症の影響はいまだに続いており、収束の時期を見通すことが難しい状況にあります。市として、この新型コロナウイルス感染症の対策を講じていくための予算編成になるのか否や、その考え方について伺います。

2つ目が、今後の財政運営として、これまでも除雪経費等の財源に財政調整基金を充当してきていることから、基金残高が減少していくことが憂慮されます。標準財政規模

に占める本市の財政調整基金残高の割合は、全国類似団体や県内他市の平均値と比較して、どのような見立てとなっているのか伺います。今後、財政調整基金について、健全な水準を確保することは可能なのかを伺います。

3つ目が、また、令和5年度も国からの交付金や財政調整基金を財源として補正予算を編成してきました。今後、市税は横ばい、もしくは減収が見込まれることが想定されるとしています。一方では、社会保障関連経費や公債費、公共施設の維持管理のための支出増加が見込まれますが、今後の市債管理の考え方について伺います。

3つ目が、中学校の部活の地域移行についてであります。

中学校の部活動指導を地域クラブなどに委ねる「地域移行」について、先般、県教育委員会は、本年度から3か年で実施する推進計画を策定しました。

計画では、複数の学校の生徒が共に学習したり、地域の指導者などに委ねたりする移動パターンを例示し、関係機関の連携や地域の実情を踏まえて柔軟に検討する必要性がうたわれています。誰もが身近な場所でスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる環境づくりを目指すものですが、受け皿となる指導者が以前から外部コーチを務めていて、学校や保護者と連携ができていて、地域に根差した指導者がいる部活がある一方で、体育協会の傘下にある競技や、運営主体となり得るスポーツ団体の有無など、地域ごとの事情に応じた柔軟な対応と理解が求められます。持続可能な部活への道筋づくりは、保護者を含めた住民や行政など地域全体の支援体制が必要と考えます。

本市中学校部活動の地域移行の取組について、現状と課題、そして今後の方向性等について、昨年9月の一般質問に続き、その後の取組について伺います。

一つは、これまでの部活指導員の成果と課題について、どのように評価されているか。また、今後の指導員の確保と任命について、どのような手順で進めていくか伺います。

2つ目が、市内中学校にあっては、かつて多数の部員を抱えた野球やサッカーなどでも部員数の減少が顕著になっています。他校と合同チームを組んで中体連に出場することが常態化しています。これら部活動への対応と中体連加盟の現状などについて伺います。

3つ目が、休日における学校部活動から地域部活動への転換が図られる中、休日の指導を希望する先生の兼職兼業への対応などについて見解を伺います。

以上3点です。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 10番鈴木 司議員の一般質問の2つ目「令和6年度予算編成方針と財政運営について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目「新型コロナウイルス感染症対策を講じていくための予算編成になるのか、その考え方について」お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いておりますが、国の「骨太の方針2023」では、今後の感染症対応として地方創生臨時交付金の交付をはじめとした財政措置を順次終了することが打ち出されております。

本市の令和6年度当初予算においては、感染症法上の位置付けの変更を受け、特段の支援事業は見込んでおりませんが、市民の健康を守るためには、感染予防に一定の予算額を確保する必要があるものと考えております。

なお、新型コロナウイルスワクチンの予防接種につきましては、今後、国から示される情報を基に、必要に応じて補正予算での対応などを検討してまいります。

次に、ご質問の2点目「今後の財政調整基金の運用について」お答えいたします。

令和5年度補正予算においては、エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている全ての市民を支援したいという考えの下、国の交付金に加え、財政調整基金を含めた一般財源を使って事業を拡充しているところであります。

今後の降雪の状況によっては、財政調整基金の取崩額が増加することも見込まれますが、除排雪経費は、特別交付税である程度措置されることとなっており、その分は年度末の特別交付税配分を踏まえ、再度、財政調整基金に積み立てる予定であります。

財政調整基金については、一般的に標準財政規模の10パーセントから20パーセントが適正といわれており、本市では、標準財政規模が約100億円であることから、15パーセントを目安とし、15億円以上を確保できるような財政運営に努めております。

本市の令和4年度決算における財政調整基金残高は20億3,393万9,000円、標準財政規模の20.4パーセントであり、県内他市では5パーセント台から49パーセント台と、様々であります。

財政運営において財政調整基金は、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくものであり、自治体によって置かれている状況が異なるため、全国類似団体と比較して良し悪しを判断することは難しいものと考えております。

次に、ご質問の3点目「今後の市債管理の考え方について」お答えします。

市債は、建設事業を行うために借入れをし、世代間の負担の公平性を確保するとともに、将来にわたる財政負担の平準化を図るものであり、借入れ後の元利償還金が後年度の公債費負担となって増加します。

大規模事業の影響で令和4年度の元利償還金は18億円台と、決算額の11.3パーセントを占めていることから、限られた歳入の中で財政運営を行うため、これ以上、年度ごとの元利償還金を増やさない予算編成に努めております。

また、過疎対策事業債をはじめ交付税算入のある有利な事業債を積極的に活用するとともに、私も自ら国や県に対して直接足を運んで予算要望を行い、補助金や特別交付税の増額確保に努めるなど、市長としての立場から財政健全化に取り組んでおります。

今後も、市債については、単年度プライマリーバランスの黒字を維持し、公債費の推計をしながら、借入れ額と対象事業を見極めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） 10番鈴木 司議員の一般質問の1つ目「地域自治の推進について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の2点目「自治意識の醸成のために、行政に求められることについて」お答えいたします。

「潟上市自治基本条例」において、わたしたちは豊かな自然環境と、先人の英知と努力によって育まれた歴史と文化を礎として、市民憲章に描く「心を開き 共に築こう 夢広がる わがふるさと潟上」の実現に向けて、男女共同参画など、これまでの潟上市政の特長を生かし、各地域の特性を重視する政策を推進しながら、子どもからお年寄りまで全ての市民の人権が尊重され、「市民であること」を誇れる潟上市を築いていかなければならないものと定められております。

市民が「まちづくりの担い手」として積極的に市政に参画するとともに、市民と市の機関が、それぞれの役割と責任を適切に分ち合い、お互いに協力してまちづくりを進めていくことが重要となります。

本市では、まちづくりを推進する上で自治会等のコミュニティが果たす役割の重要性を認識しており、各種補助金などによる財政的な支援だけではなく、自治会や各種団体等との意見交換を重ねながら、市民参画と協働のまちづくりを一層推進し、個性豊かで活力に満ち、安全で安心して暮らせる潟上市を目指してまいります。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ご質問の1点目「社会教育法に位置付けられる市内3センターの現状と課題、そして今後のセンターの在り方について」お答えいたします。

市民センター「かたりあん」を地域の生涯学習活動の拠点として、天王、昭和、飯田川の各市民センターを含め、市民のニーズに対応する学習機会を提供しております。各市民センターで実施する講座に全市から参加できるように広報の在り方を改善し、現在は、地域の枠を超えた参加者が増えてきているところであります。

また、市民センターには、生涯学習を通じて市民一人ひとりが心の豊かさ、生きがいを感じるとともに、学習した成果を社会活動に生かせるよう、地域と学校をつなぐ役割も求められております。

さらに、社会情勢の変化により地域課題が多様化・複雑化する中、防災、介護、消費者問題など現代的・社会的な課題に対応した講座を開催するため、広く情報収集するとともに、職員の専門性や能力の向上を図るよう努めております。

今後も各地域の生涯学習活動の相談に応じて支援し、地域と連携して生涯学習を推進するよう、開かれた市民センター運営に努めてまいります。

次に、ご質問の3点目「センターと分館を所管する教育委員会と市民部との役割分担や連携について」お答えいたします。

1点目のご質問でもお答えしましたとおり、現在、社会を取り巻く環境の変化は目まぐるしく、地域課題が多様化し、複雑になっております。

市民センターでは、これまでも自治会や地域で自主的に活動している団体等が事業を実施する際に、それぞれのニーズに応じて進め方への助言や講師の紹介などの支援を行うほか、地域課題解決のための地域間交流会や講座等の実施について相談に応じてきたところであり、今後は、市民生活部と教育委員会が連携することにより、各地域でのさらなる活動の充実に資するよう取り組んでまいります。

一般質問の3つ目「中学校の部活動地域移行について」お答えいたします。

ご質問の1点目「これまでの部活動指導員の成果と課題について」お答えいたします。

令和4年度に県の部活動指導員配置事業が始まり、今年度も昨年度同様に各中学校に1名の指導員を配置しております。

生徒にとっての成果としましては、専門的な指導による技能や意欲の向上等があります。また、教職員にとっては、時間的な負担軽減による教材研究など、本来の職務の充

実や心理的負担の軽減等の効果があります。

課題としては、年間210時間、一日当たり平日2時間、休日3時間までという勤務の規定があるものの、大会引率が指導員の勤務時間内に終わらないことや、部活動担当教員との連絡調整の時間が取れないことが挙げられるほか、中学校1校当たり1名という規定のため、部活動指導員が担当できる部活動が少ないことも課題と考えます。

次に、「今後の指導員の確保と任命について」お答えいたします。

本市では、中学校部活動の地域移行の推進に当たり、今年度からこれまで3回にわたり部活動地域移行検討委員会で意見交換を行ったほか、保護者などへのアンケートを実施するなどして検討を重ねてまいりました。

今後の方向性としましては、従来の学校単位の枠組みを取り払い、種目ごとに本市として1つのチームで活動することを、各部活動における中体連の大会参加条件を注視しながら段階的に目指してまいります。まずは、第一段階として、土日のうち一日を合同練習として行い、平日は学校でこれまでどおりの部活動を行うことを想定しております。その後、環境を整えながら平日の地域移行も検討してまいります。

今後は、令和6年度に推進計画を策定し、地域移行が可能な競技の先行移行を経て、7年度には段階的に部活動の地域移行を進めてまいります。

議員のご質問の、指導員の確保と任命については、この過程において協議していくこととなります。現在のところ、指導員の候補としては、現在の中学校部活動に携わっている外部指導者、顧問である教職員、体育協会競技団体の会員、スポーツ少年団の指導者等を想定しており、待遇面も含め、丁寧に協議を進めてまいります。

ご質問の2点目「今後の部活動への対応と中体連加盟の状況について」お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、中体連主催大会へ参加するため、毎回合同チームを組む必要がある部活動が複数あり、今年度は夏の総体で4つ、秋の新人戦で5つの部活動が合同チームとして出場しております。

こうした現状から、1点目のご質問にお答えしたとおり、本市として1つのチームで活動することを目指して地域移行を進めてまいります。

ご質問の3点目「地域移行後の教員の兼職兼業への対応について」お答えいたします。

文部科学省が令和3年2月に発出した通知によると、「教師が希望する場合、地方公務員法等の規定に基づき、サービスを監督する教育委員会が許可を得て営利企業等に従事す

ることが可能である。」とされていることから、労働基準法に規定されている法定労働時間や教職員の健康管理等、留意すべき事項はありますが、兼職兼業を希望する教職員は、地域移行後も指導員として活動が可能となるものと認識しております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員、再質問ありますか。10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） そうすれば、まず質問の1点目、令和6年度予算編成についての考え方なのですが、質問の1点目についてはわかりました。まだなかなか収束しがたいという状況下の中で、国等の動向を見ながら随時対応していくというような、基本的にそういう方向で市民の方々も安心できるだろうなと思いますので、運用方ですね、きちっと進めていただければよろしいなと思っています。

2番目ですが、財政調整基金のありようなんですけども、私、9月の市政協議会の際に、財政調整基金を積み上げするというその説明が当局の方からあった際に、私は今の時期でなくても、いわゆるそれこそ2月・3月の今の時期でいいのではないかなという意見を申し上げました。結果としては、その当時、その積み上げがなされたわけですけども、財政調整基金をどのようにして運営していくかという基本的な考え方が市の方であって、繰越財源のうちの半分なら半分以上を積み上げていくという、この手順に沿ってのやりようだし、また、それがなくなることによっては緊急的なものに対応できないという、こんなこともありようなんです、そういう措置をとったんだろうとは理解しています。

ただ、財政調整基金を常に自転車操業的なやりくりをしなければならぬという状況下にならざるを得ないのかなということがあったり、そういう点を憂慮しながら、こういう運用の仕方をしているんだろうなと思っていますが、その点について財政調整基金の、いわゆる今後の運用の仕方という点で市長の方からもう一度説明をお願いします。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木 司議員の再質問にお答えします。

まず冒頭、財政調整基金の運用状況については、自転車操業的な運用にはなっていないということからお答えしたいと思います。

そして、財政調整基金の運用につきましては、予算編成時にもお示ししておりますとおり、私自身、財政規律の中で15億円台の維持とプライマリーバランス、当初予算ベースでの黒字化、これをまず財政規律の一つとして調整させていただいております。おかげさまで財政調整基金につきましては、就任時、決算ベースで10億円台しかありませんでした。先ほど答弁しましたとおり、想定されるといいますか、理想的な部分からすれ

ば5億ほど低い状況でありましたけれども、先ほど答弁したとおり、現在、決算ベースにおいては20億円台をキープしていることで、何とか10億台回復しております。このベースとしては、現在大きな箱もの事業を実施していないというのもあることはそういった理由の中にはあるんですけども、今後もそういったその箱もの事業があった場合にも、先ほど答弁ありましたとおり、その後の後年度負担、世代間の公平等も考慮しながら、この財政調整基金については何とかこの15億円台をキープしながら活用していきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 私も財調が自転車操業ということではなくて、いわゆる一般財源の運用等々の中で大変厳しい状況下の中でそれを運用しながら、いわゆるその財調をうまく転用しながら事業、市政運営をしているという、こういう状況下にならないようにして財調を活用しているんだと、その考え方でよろしいと思いますね。

でも、ここ鈴木市長が就任して、その前の市長も含めて、当時はやっぱりこの市内のいわゆる声の中に、いろんなコロナ禍の中で、なぜに潟上市は、それこそクーポンなり、あるいはいろんな支援対策が講じられないんだという、あるいは財政が厳しくて等々の話がよく聞こえてきたものなんですね。そういう意味でいけば、最近のいわゆる5年度、6年度の市長は、やっぱり市独自のいわゆる支援対策、今回なども物価高騰、給油等々のいわゆる支援を取り上げたりしながら、もちろん国の交付金なりを活用してなんですが、そんなところも含めて精力的に財政を活用し、まちづくりに努めていると、このことなんですね。

こういう形のものがどこまで続くのかという、このことがまず一つあるわけですし、そういう点でいけば、この後もそれこそ財政運営というものを、財政規律というものを堅持しながら、それこそ運用に努めていただきたいと思います。宜しくお願いします。これについて市長から何かありましたら。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木議員の今後の財政運営についてということでお答えしたいと思います。

いずれ今縷々お話がありましたような状況の中で、私自身の財政規律と、それと現在、税収の方も堅調でございます。こうした状況の中において、経済の話ではないですけども、やはり投資なくして成長無しという考えの下、こういった堅調な財政状況の中に

においては、やはりこういった現下の原油高騰等で大変な市民の方々に対して生活支援と、緊急な場面においてはそういった形で財源を活用させていただきたいと思っております。

短期的な目線で見ると非常に財政、堅調な状況ではありますけれども、長期的な目で見ると、この人口減少というのは避けられない状況があるかと思えます。やはりそういう状況を見据えていきますと、ある程度税収が減少することも予測しながら、引き続き、いわば市の預金である財政調整基金、また、この12月定例会には公共施設の維持管理等に向けた基金も、この余裕のあるときにしっかりと預金しておく、こういった形で今後も市政の財政運営の方を進めてまいりたいと思っております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 基金を使って有事に備えていくという、こういう状況の手法としては、大変有効な手だてだなと思えますので、その点をきちっと進めていただきたいと思います。

それから、質問の2点目ですが、地域自治の推進についてということですが、自治の推進に関して、あるいはまちづくりの理念というところでは、もちろん考え方は一致するんですが、最近にあって、前に一般質問したことあるんですけども、分館と地域自治のあり方、あるいはそれこそいろんな看板の、二枚看板、三枚看板のあり方、それから天王、昭和、飯田川地区のいわゆる自治振興のあり方、こうしたものがなかなかいろいろ一元化するのは難しいなという話があったりしながらも鋭意取り組んでいただいていたなと思えますが、最近になって、地域自治の中に分館を取り込むという、そういう進め方をしている地域があるということで、私、大変その点を憂慮してまして、その点について、前に市政協議会で若干話しましたので、その考え方なり分館と自治の考え方、この後の進め方、その点についてが1点、それからもう一つは、分館がこれまで果たしてきた機能、このことについての評価、検証、その点について教育長の方から伺います。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えいたします。

まず1点目、分館、これは市民センター、いわゆる公民館の分館として、今、社会教育法上、私どもが設置しているものと、それと地域づくりといいますか、そういったことの関連性ということについてでございますけれども、この私ども、それぞれの、旧町時代の3つの地域に置かれてきた公民館、そして潟上市が誕生してからそれぞれの地域

の特色を生かしながら、市全体として「かたりあん」というのをつくりましたときに、さらにその3つの地域が一体化した公民館活動をということで、市民センターということでご提言させていただき、ご了承いただいて、今それを進めているところであります。

その分館活動につきましては、それぞれの地域の特性を生かしながら、それぞれの地域の皆様の願いや実態に応じて特色ある活動をして展開して下さっている、そしてそれが市の公民館活動と一体的に進めてきていただいているという、そういった歴史があることについては非常に感謝しつつ、そして今、現下の様々な少子化であったり高齢化であったり、そういった人口減少であったり、担い手不足であったり、そういった現状の中で、こういった地域を次の時代に方々に私どもが今責任を持ってつくり、バトンタッチしていくかというようなこと、それはまちづくり、大きなまちづくりの課題の中で私ども教育行政の中で担っていくべき責務と考えてございます。

2点目、そういった分館活動が果たしてきた役割と、そして今後の地域づくりということに関連してのお話だったと思いますけれども、今1点目で申し上げましたように、私たちはそれぞれの地域に特色のある、これまで築かれてきた分館活動なり、地域自治なりの形があります。そういったことを一元化という名前の下で、こういった形でなければならないというものをご提言させていただくのではなくて、あくまでもそれぞれの地域で築き上げられてきた活動を尊重して、そして一つのあり方として自治会と分館とが連携してということはあるかと思いますが、決してその中の一括りにするというのではなく、それぞれが今まで築かれてきたものに寄り添いながら、こういった形がそれぞれの地域で選択されるかということに、粘り強く寄り添いながらこれからも支援してまいりたいと思いますので、ご理解とご指導を宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） ある意味、行政の方から分館と自治会のいわゆる一元化的な方向性の中であって話が進められているということがあったりしながら、これまでの分館というのはどうだったのか、あるいはそうした検証というものがなされたのか、そんなところを危惧しながら受け取ってきたわけですが、今、教育長言うように、やっぱりその地域の歴史、伝統、それぞれがあるわけですし、そしてまた、その組している形も違うわけですので、それは地域に沿ってやってもらうというのが前提だと思うんですね。やっぱりその、やってもらうんだけど、途中途中では行政が入って、いや、その分に関してはこういうところがまだ話が進んでないとか、あるいはこういうところが抜けて

いるんでないかと、そんなところをやっぱり折々に入って報告を受け、その中に指導的立場を果たすという、こういう進め方を私はお願いしたいわけですね。やっぱり自治会と、あるいは分館と、あるいはそれが看板が一枚看板になっていくということを前提にしながらものが進んだときに、市民は、ああそういうことなんだなと理解はするわけですが、もやもやもやもやとしたものを受けながら事が進んでいると。やっぱり自治会と分館の立ち位置というのも、いわゆる思いも違うわけですので、そういう点をやっぱり今までの歴史をちょっと踏まえながら物事やっていったときに、どうなればいいのかという、行政は行政の考え方があるんでしょうけども、それを含めながら地域の声というものを参酌していただきたい。全く丸投げでもって、そこにあともうあなた方こういう形でやっていきますからどうなのかという話から波及していくもんでなくて、途中途中の中に軌道修正しながら、やっぱり一つのもを作り上げていくと。それが一気にいくかという、なかなかそうではなくて、やっぱりその3地区のああいう形態というのは違うわけですし、ご承知のように昭和地区であれば、4つのいわゆる大きな集合体があって、コミュニティ的集合体があって、飯田川では3つの集合体があると。天王地区は、やっぱり21分館というものがあってこれまできたけども、それを集合体としてまとめていくという、こういう方向性なんですけども、それにおいても分館の果たしてきた役割、そしてまた分館の立ち位置というのも、やっぱりそれぞれの地域によって違うということ重々理解していただいて、事を進めていただきたいと思います。

それを基にして、思うわけですが、自治意識というものがどういうふう調整されていくのかという、このことなんです。先ほど来いろんなお話いただいているわけですが、やはりそこには、やっぱりその市民の方々の参画しやすい体制づくりというものが大事だし、ですから今の「かたりあん」を中心とした3つのセンター、こういう形がやっぱりいいのかどうか、そこもひとつきちっと検証いただいて、やっぱり公民館、あるいは「かたりあん」というのは、人と人との交流の場所であるわけですし、それが非常になかなか機能しているのかな、してないのかなと、今はコロナの予防接種の関係でなかなか使いづらいというのがあるようですけども、それも含めて、もう1回3センターのあり様というものも検証していただきたいなと思っています。

ちなみに、昭和センターなれば、職員が1人ですか、臨時職員か正職員かわかりませんが、1人だということで、飯田川も1人だと、天王センターも1人だということで、そこにおいて貸し館的な役割を果たしているいわゆるセンターになっていると、こうい

うことなんですね。ある意味で、やっぱり相談機関としての窓口であったり、社会教育を進める上でのいろんなアイデアをいただく、企画立案をするセンターであってほしいなということも、やっぱり思いとしてあるわけですので、あまりに激変していく形なれば、あとああこれで収まりなのかなというふうに市民の方々にも私はある意味であきらめ感的なものもあるのではないかなという思いがします。その点について、教育長の考えをもう一回お願いします。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えをいたします。

公民館、いわゆる今、市民センター、そして「かたりあん」を中心にした3つの地域の市民センターのあり方についてはじめにお答えをさせていただきたいと思います。

少しお話にあった中で、職員の数ですが、それぞれ飯田川、昭和に2名ずつ、それから天王館には外の仕事もいたしますが3名、そして「かたりあん」のところに正職員と社会教育指導員、飯田川、昭和の方にも社会教育指導員というふうに、職員の数はどの館にも複数それぞれの果たすべき職責に応じて、ただ、「かたりあん」の方に正職員を複数名にいたしましたのは、先ほど貸し館というお話もありましたけれども、私どもは社会教育施設は貸し館という意識は、職員にもいつもそう指導いたしますけれども、そういったことではなく、様々な計画に基づいた事業を打って出る様々なことを継続しつつ、新たなことをまた勉強し考えていく、そして市民の皆様にご提案し、ご利用いただくといった、そういった機能をしっかりと持たせたくて、そのために今「かたりあん」に正職員を複数名置いているということにつきまして、今お話を伺っていて、私どもの取組もまだ浅く、今年からということですので、市民の皆様それがメリットとしてまだまだ十分にお伝えしきれていないところがあって、そういうことであろうと思いますので、このことについては引き続き「かたりあん」を中心にしてそれぞれの地域で貸し館ではなく、いろいろなご相談にも乗ることができ、私どもの事業にもご参画いただけるような市民センターづくりに、これからさらに努めていきたいと思っています。

それから、2点目、今後の市民センターの在り方ということにつきましては、1点目でもお話いたしましたように、私どもはなぜ社会教育法に公民館というものが位置付けられ、そしてそういったことが市政全体の中で教育委員会、生涯教育、社会教育という観点から私どもがそこを担っている部分であるかということに思いを、しっかりとその原点に立ち返りながら、市全体のまちづくりの中で市民センターが果たすべき役割、そ

してそれぞれの地域の自治といいますかまちづくりの中に打って出る社会教育であるように、その最前線が市民センターでありますので、これからも市全体でこのコンパクトな潟上ならではの、一つ集約と、それから各地域の特性を生かすという、この2つの潟上市で目指している市民センターのあり方を、これからも市民の皆様にご広報しながら、共にまちづくりに努めていきたい、そのための市民センターの役割をこれからも強化してまいりたいと思います。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 市民センター並びに、それこそ「かたりあん」がもっと活力のあるものであったらいいなということの声も多々聞かれますので、その点についてひとつ、より尽力いただきたいということ、そしてまた、この後のものの展開力として、やっぱり潟上市全体の、天王地区、昭和地区、飯田川地区の全体のいわゆるコミュニティの在り方というものをどう想定されて進んでいくのか、その点について市長の方からひとつお願いします。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木議員の質問にお答えしたいと思います。

今後の市内コミュニティのあり方については、やはり人口減少、少子高齢化は今後否めない状況があるかと思えます。そうした状況の中で、いかに地域、住民自治を維持させていくか、こういったものについては、現在も今年度新たな取組として湖岸地区においては、新たなコミュニティ組織の立ち上げに向けたモデル事業の実施であるとか、そういったことも実施しております。ある程度やはり、組織については一定の規模も維持していかなければいけないとも思っておりますので、今後、状況においては、広域化というのもやはり視点に置いて市内のコミュニティの構築に向けては取り組んでいかなければいけない状況があるかと現時点では考えております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 今、焦点になっているのは天王地区なわけですし、飯田川地区については、いわゆるその自治会を4つに区分した中でのコミュニティ組織がなっていると。飯田川も3つだと。天王はどういう形になるかなということでも今質問したわけですが、湖岸地区を一つの例にしながら、大きなくくりの中にそれを収めていきたいということですが、先ほど来お話、意見として出している分は、それぞれの地域事情があるので、その辺はやっぱり大いに市も関与しながら、そしてあるべき姿というものを、

これまでやってきたものを無にしないような積み上げの方策というものを、探りながら進めていただきたいというふうにお願いします。

以上です。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） すいません、先ほどの質問について、つけ加えて言わせていただきますと、確かに鈴木議員のおっしゃるとおり各地域様々な事情があります。一方で、行政としてその地域に対しての支援のあり方、これもまた合併から来年で20年迎えますけれども、これまでの既存の旧町単位での支援の状況がありまして、一方では、こういった支援のあり方については不公平感もございます。こういった部分については、やはりベースとなる支援のあり方については市内全域で一定のものをやはり構築しなければいけないと思っております、今年度からそういった制度づくりに向けて担当課の方には指示を出しているわけでございますけれども、そういったベースを基に、やはりその地域の様々な事情に応じた、いわばオプション的な支援のあり方、こういったものをしっかりと考えていかなければ、やはりいつまでたってもそれぞれの地域間で、それぞれ全く市の支援のあり方が違うと、これもまたやはり市が船頭ではありませんけれども、なかなかコミュニティ構築に向けた事業を進めていく上でも大変な状況等ございますので、ここら辺については、今後、制度設計等がある程度固まった段階では、また議会の皆様にお示ししながら、こういったその地域への支援のあり方も考えていきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） ひとつ宜しくお願いします。いずれ支援のあり方も、それぞれの地域によって違うということ、その部分は地域に入った際に話せばわかる部分もありますし、不平等感のないようにしていくという、行政の方針も理解できます。その上で、やっぱり既存のもの有り様というものをうまく生かしていく姿勢、それが昭和、飯田川と同じような形態に進んでいくという方向が、やっぱり一番わかりやすいかなというようにもあったりしますし、そういう意味での考え方というものをもう1回市の中で取り込んで協議をし、地域の方に入ってもらえればなと思っております。宜しくお願いします。

それから3つ目ですが、中学校の地域移行の関係です。

6年度を計画しながら7年度にひとつ落とし込んでいくと、こういうお話だったと思

うんですね。現実は今ひとつは、ここにこう収めてありますように部活動の指導員という方と、今、外部指導者という、この2つの捉え方、指導者の立ち位置があるわけですが、この外部指導者の方々について、まずどういう評価をされているのか、これについてまず伺います。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えをいたします。

現在、中学校の部活動、これは教育課程内のものですが、そこに外部の方々が多様な地域の方々も指導に入ってくださっている部活動が数多くございます。

私ども部活動については、生徒の心と体の健全な育成の一環の中で非常に重要な教育活動でございますが、それはやはりそういった外部の方々の専門的な技術であったりといった面からのお支えがあって初めて成り立っているところが非常に大きいことでございますので、これについての評価はというお尋ねでありましたので、本当に心から感謝し、これからも子どもたちの健全育成、そういった活動、文化活動、スポーツ活動へのご支援をお願いしていきたいと考えております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 地域移行を進める分に、なかなか一朝一夕にはいかないなとは思っています。いわゆる合同することによっての移動の関係なり、それから、それを指導する部活動指導員の確保なり、いろんな難しい問題とあわせて、いわゆる経費の問題ももちろん発生してくると、こういうことだと思っんですね。ですから、そういう点でいきますと、協議を進める段で指導者がいないとなかなか進んでいかないということがありますので、そういう点での、まず第一に指導者の確保、指導員の確保というものを、どう進めていくのか、ここに注力をしてやっていかないと、今になかなか生徒間にそごが生じたり、生徒間があともう卒業していなくなっからの話であったり、時間もなかなか、あまり悠長に考えてられないということもあると思っんですね。ですから、そういう点でいけば、父兄の方々の不安感を解消したりしていくという、こういう作業も必要ですし、まず子どもたちが本当に心配なく、憂慮することなく部活動にいそしめる環境づくりということをお大前提にしながら事を進めていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（小林 悟） これをもって10番鈴木 司議員の質問を終わります。

お諮りします。昼食という考えもありますが・・・

(「もうちょっといける」の声あり)

○議長(小林 悟) じゃあ5分休憩させていただきます。35分まで休憩して、次に入りたいと思います。

午前11時31分 休憩

.....

午前11時38分 再開

○議長(小林 悟) 休憩前に戻り、会議を開きます。

2番鈴木壮二議員の発言を許します。2番鈴木壮二議員。

○2番(鈴木壮二) それでは、一般質問の機会をいただき、市長はじめ当局の皆さんに感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、2点質問したいと思います。

1つ目、部活動の地域移行について。

公立学校の部活動をスポーツクラブなど地域の民間団体に段階的に移行していく部活動の地域移行が動き出しています。長く中学校の教員に支えられてきた部活動の改革となります。

国からは2023年から3年間を目途に、段階的に地域移行することが示され、改革集中期間と明確に設定され、この問題がいかに喫緊の課題であるかを示しています。

現在、日本の総人口が減少局面に入り、十数年が経過。小学校児童数の減少に加え、中学校生徒数の減少が加速化するなど、少子化が進行しています。令和5年度の秋田県の中学校の生徒数は2万343人と、前年度から665人減少、潟上市においては、前年度より26人減の701人と、少子化が浮き彫りになっています。

こうした中で中学校の部活動に部員が集まらず、活動が立ち行かず、部活動の小規模化が進み、この減少傾向は地域間格差の拡大にも大きな影響を与えられられます。

もう一点は、長く問題とされてきた教員の労働時間です。文部科学省が教師の勤務実態調査を昨年実施し、令和5年4月28日に速報値を公表しました。国が残業の上限として示している月45時間を超えるとみられる教員が、中学校で77.1パーセント、11時間1分と前回に比べ30分程度減ってはいるものの、月80時間の残業に相当する可能性がある教員は、中学校で36.6パーセント、前回調査は57.7パーセント、となっています。また、教員の長時間勤務に係る部活動について、1週間の平均活動日は5日が最も多く56.1パーセント、4日が19.5パーセント、6日が6.4パーセントでした。前回の調

査では、6日が最も多く49.2パーセント、5日が19.4パーセント、7日が15.1パーセントで、教員の働き方改革と関連した部活動の見直しが進む中、活動の日数が減っていることもわかりました。

前回調査と比較して、全ての職種において在校等時間が減少したものの、長時間勤務の教師が多い状況です。働き方改革により一定の効果は見えますが、依然として長時間勤務の教職員が多いということも改めて浮き彫りとなっています。

これらの社会問題を背景に、部活動改革は動き出していますが、本来の主役は「生徒たち」だということを認識しなければなりません。地域移行という改革によって取りこぼすことがあっては本末転倒ではないでしょうか。

中学校等の部活動の改革の方向性として、今の現状を考えれば、今後これまでと同じ形で平日及び休日の部活動を維持することは困難な状況だと思います。こうした中、中学生等の部活動等の機会を着実に確保していくための方向性としては、平日の部活動の地域移行も視野にいれ、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していき、できるところから取り組んでいくことが重要と考えています。それを土台として地域の状況に応じた休日に関する地域移行の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進すべきだと思います。以上の観点から質問します。

1つ目、本市の部活動の地域移行について、現状と課題、今後の方向性、スケジュールについて。

2、部活動の拠点校をつくり、バス等で送迎するなどして受益者負担の軽減等を図りながら作り上げていく、そういった組織づくりも必要と考えますが、当局のお考えは。

3、経済的に困窮する家庭に対して、活動費の補助について。

以上3点について答弁をお願いします。

それでは2つ目、収入保険制度などの活用について。

収入保険は全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業を営んでいる農業者の経営努力では様々なリスクにより収入が減少した場合に補填する保証制度です。農作物の種類にとらわれることなく、それぞれの農業者の収入全体を対象として対応できる保険制度のことです。

農業を取り巻く状況は、高齢化や後継者・担い手不足に加え、近年の米価下落、大雨・猛暑などの自然災害など大きなリスクを抱えています。収入の予期せぬ減少が生じた場合、農作物の品目にとらわれることなく、総合的な対応を得ることができる収入保

険の役割はますます高くなっています。

個人、法人問わず、加入要件として青色申告を行っている農業経営者であることが条件となりますが、収入保険の補償内容については、最高割合で加入した場合、収入が基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割を上限に補填されます。掛金は、掛け捨ての保険料と積立金の部分があり、掛け捨ての部分は50パーセント、積立金の部分は75パーセントの国庫補助があります。積立金の部分は、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

「食料・農業・農村基本計画」では、農業保険について農業経営の安定化を図るために収入保険が有効な手段であることから、普及促進、利用拡大を推進しており、農業者の総合的かつ効果的なセーフティーネット機能を持ち、経営をサポートする農業保険制度だと思っています。以上の観点から質問いたします。

1つ目、本市での収入保険などへの加入状況は。

2つ目、収入保険の加入促進に向けた補助等のお考えは。

以上2つについて答弁をお願いします。

以上、壇上より一般質問を終わります。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木 渉） 2番鈴木壮二議員の一般質問の1つ目「部活動の地域移行について」お答えいたします。

ご質問の1点目「現状と課題、今後の方向性、スケジュールについて」お答えいたします。

国では、少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の改革に取り組むこととし、令和4年12月に運動部活動及び文化部活動のガイドラインを全面的に改正しました。これを参考に、県では令和5年8月に「秋田県における部活動の地域移行推進計画」を策定し、原則として地域移行の実施期間を令和5年度から令和7年度までの3年間としております。

本市では今年度、部活動の地域移行化に関する検討を進めており、今年6月には、児童・生徒、保護者、教職員を対象に意識調査を行いました。主な回答として、児童・生徒、保護者からは、地域移行後も部活動に参加したい、参加させたいとの意向が示されている一方、教職員からは「現在の部活動を変える必要がある」「負担に感じている」

という回答が多数を占めていました。

本市では、現在、各中学校にそれぞれ11から12ずつ、計35の部活動が設置されており、今年度は、それらのうち4つの部活動が人数不足のため、合同チームとして夏の総合体育大会に参加しました。3年生が引退した秋の新人大会でも合同チームは5つで、部員不足が続いております。

以上のことを踏まえ、これまで3回にわたり、関係者による部活動地域移行検討委員会を開催して、意見聴取を重ねてまいりました。

今後の方向性としましては、従来の学校単位の枠組みを取り払い、種目ごとに本市として1つのチームで活動することを、各部活動における中体連の大会参加条件を注視しながら、段階的に目指してまいります。

まずは、第一段階として、土日のうち一日を合同練習として行い、平日は学校でこれまでどおり部活動を行うことを想定しております。その後、環境を整えながら平日の地域移行も検討してまいります。

今後のスケジュールについては、令和6年度に推進計画を策定し、地域移行が可能な競技の先行移行を経て、7年度には段階的に部活動の地域移行を進めてまいります。

次に、ご質問の2点目「部活動の拠点校をつくり、受益者負担の軽減等を図る組織づくりについて」お答えいたします。

部員不足による複数校の合同チームでは、現時点でも活動拠点までの送迎負担が発生しております。

地域移行を進める際に部活動の拠点校については、先ほどお答えしたとおり、本市で種目ごとに1つのチームをつくることを想定しているため、活動拠点は学校ではなく、種目によって市内の各地に広がることとなりますので、今後はさらに移動の手段において負担が増すケースが多くなることが考えられます。

地域移行は、土日の活動から段階的な移行を想定しているため、種目により活動時間も異なることとなりますが、バス等の送迎を含め、生徒や保護者の負担の軽減につきましては、あらゆる手段を運営団体と協議してまいります。

次に、ご質問の3点目「経済的に困窮する家庭に対しての活動費の費用支給について」お答えいたします。

現在、生活保護受給世帯の児童・生徒を対象に、学校部活動の用具購入や合宿費用を支給しており、地域移行後も継続してまいります。

ご質問の2点目でお答えした負担等の軽減と併せ、主役である生徒たちが活動しやすい環境を整えることが責務と考えておりますので、引き続き検討委員の皆様のご意見をお伺いし、学校関係者を含め地域の関係団体と協議しながら、中学校部活動の地域移行を丁寧に進めてまいります。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） 2番鈴木壮二議員の一般質問の2つ目「収入保険制度などの活用について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目「本市での収入保険などへの加入状況について」お答えいたします。

本市では、農業を生業とする認定農業者数は192経営体であり、そのうち収入保険制度への加入は58経営体、米価等が下落した際に収入が補填される収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策への加入は115経営体、合わせて173の経営体がいずれかの制度に加入しております。

次に、ご質問の2点目「収入保険の加入推進に向けた補助等の考えについて」お答えいたします。

収入保険への加入を促進するため、県内では9市町村が保険料等への補助を実施しており、本市においても同様の支援を検討いたしました。既に90パーセントの認定農業者がいずれかの減収を補填する制度に加入している現状においては、新たな補助制度を創設して加入を促進する必要性は低いものと判断したところであります。

収入保険等への加入促進については、今後もJAや農業共済組合、本市認定農業者協議会などと連携しながら、制度内容の周知に努めてまいります。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二議員、再質問ありますか。2番鈴木壮二議員。

○2番（鈴木壮二） 先ほど来、同僚議員の方からもいろいろとこの地域移行について質問等、答弁等いただいております中で、まず1つ目、交通手段の確保というのは重要な論点であり、運用に関して議論これ深めていくべきだと思っておりますけれども、国とか県への予算要望とかも含めて方向性を見出していくべきだと思っておりますけれども、その点に関してまず一つ答弁をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

まだ今のところ、ワンチームでという、市1つでワンチームということで進めており

ますけども、現在のところまだその方向性がしっかり定まっておられませんので、また、先ほどもお話したとおり、練習場所も定かに定まっておられませんので、そのチームが決まり次第、その状況を見ながら交通手段の方は考えていきたいと考えております。

また、県とか国とかの補助に関しては、まだそういうものが出てませんので、要綱を注意しながら調べて、今後検討していきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二議員。

○2番（鈴木壮二） 答弁ありがとうございます。まだまだ準備段階というのは、こっちの方も承知の上で聞いたところなので、理解しました。

2つ目の質問ですけども、少子化が進む中で、その一方で指導者の方々も高齢化、固定化していくものだと思いますが、そうしていく中で人材を掘り起こす、人材バンクなどの整備も必要とは考えているんですが、それに関して当局の方はどういうふうにお考えか答弁をお願いします。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

指導者の確保については、現在の外部指導者、教職員、スポーツ少年団の指導者等を想定しておりますが、その中で従事する指導者については、運営団体への登録制という形をとりたいと考えております。

人材バンクとしては、指導者を広く募るのみではなく、生徒たちややりたいと思う今までなかった種目とマッチすることも考えられるため、今後進めていく中で指導者の確保の手法の一つとして研究していきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二議員。

○2番（鈴木壮二） ありがとうございます。登録制をとっていきたいということで、これは行政側だけの問題ではなく、地域住民の方々のご理解もいろいろと必要になってくるものかと思っております。登録制をとるということは非常にいいことだと思うので、今後進めていっていただければと思います。

今後進捗状況とかそういう確認含めですね、来年度、再来年度に向けて、この地域移行に関して一般質問をしていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

次に、収入保険制度のことなんですけども、認定農業者数が192人、そのうち58人が収入保険と、115人がナラシ対策の方に加入ということで、認定農業者の数の90パーセント、いずれか、減収補填のための制度に加入していることですが、ナラシ対策はお米

と大豆だけに限定されていると思うんですよ。将来的にお米だけでなく、ほかの農産物へといろいろ転換していくであろうと私は考えているんですけども、いかなければいけないのかなとは思っているんですけども、未来への投資という形での加入促進に向けた補助というのは考えるべきかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、まさに鈴木議員おっしゃいましたとおり、多くの品目を生産すること自体がリスクの分散につながることから、稲作からの転作を進めるとともに、将来への投資として、本市でブランド化できる品目の検討を進めてまいりたいと思います。

また、議員質問の冒頭でおっしゃいましたとおり、食料・農業・農村基本計画の中には、講ずるべき施策の一つとして、農業経営の安定化が掲げられており、具体的には収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な実施が求められておりますので、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二議員。

○2番（鈴木壮二） ありがとうございます。先ほど来、私も言ってますけど、未来に向けた投資という観点から、そういうふうにしてやっていただければいいなとお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小林 悟） これをもって2番鈴木壮二議員の質問を終わります。

お諮りします。暫時昼食のため休憩したいと思いますますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） それでは、再開は1時半としますので、宜しく申し上げます。

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

13番西村 武議員の発言を許します。13番西村 武議員。

○13番（西村 武） ただいまより一般質問に入らせていただきます。

私は、大きく2点について質問させていただきます。

1点目は、稼げる力の成果と検証について、2点目は、大雨による住宅点在地の土砂災害の恐れがある箇所に対応についてというようなことで質問に入らせていただきます。

令和5年第4回定例会で一般質問の機会を得たことに感謝を申し上げます。また、日頃、市政発展のためご努力をなされております市長はじめ当局の皆様には、衷心より敬意を表したいと思っております。大変ご苦勞様でございます。

さて、私は先に提出しておりました通告書に基づきまして、簡潔に質問いたしますが、当局からは誠意ある答弁を求めます。

質問の1点目は、稼げる力の成果と検証についてを伺います。

市当局は、令和6年度の潟上市重点施策として第2次潟上市総合計画後期基本計画で、潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標実現を図るため、引き続き「稼げる力」「支える力」「考える力」3つの政策を柱に据えております。そのうちの一つ「稼げる力」についてお伺いいたします。

鈴木市長は、就任以来、「稼げる力」として、農林漁業では北限のふぐなど地域ブランド化の支援、農業生産では生産力の向上や担い手の育成、商工業の振興として事業拡大に伴う設備投資や人材育成の支援、起業・創業支援等を予算化し、私ども議会も同意してきましたが、執行に当たっては当局であります。予算執行後の状況等について、「稼げる力」としてどのようにつながり、どのように発展しているものか、成果と検証について当局のご所見を求めます。

2点目といたしまして、大雨による住宅点在地等の土砂災害の恐れある箇所の対応についてお尋ねをいたします。

「天災は忘れた頃にやってくる」ということわざがございます。しかし、近年は毎年のように、数箇月に一度、日本列島のどこかで台風や大雨による災害が続出している現状であります。

大雨では決まったように河川の氾濫や住宅点在地の土砂の流出により、生命の危険や住宅倒壊などの被害が多々起こっております。本市も例外でなく、昨年も今年も大雨による住宅の床上・床下浸水等、被災された方々もおります。被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。日常生活に支障のないことをお祈りしております。

さて、本市飯田川地区や昭和地区など、土砂崩れの恐れがあるのではないかとと思われるところがございます。当局から見て、土砂崩れの恐れがある箇所はあるのでしょうか。あるとすれば、何箇所ぐらいなのか、また、その対応策についてのご所見を求めます。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 13番西村 武議員の一般質問の1つ目「稼げる力の成果と検証について」お答えいたします。

ご質問の1点目の「予算執行後の状況等について」と、2点目の「成果と検証について」は、関連がございますので併せてお答えいたします。

はじめに、農業振興に関する事業として、「夢ある園芸産地創造事業費補助金」や「農業次世代人材投資事業費補助金」のほか、令和4年度には「稼げる力！農業生産体制強化応援事業費補助金」を、今年度は「ドローンオペレーター育成費補助金」を新たに創設し、農業者の生産性の向上や人材育成、新規就農などを支援しております。

市単独事業である「稼げる力！農業生産体制強化応援事業費補助金」においては、令和4年度は8者に320万円、今年度は9者に290万円の補助金を交付しており、結束機や収穫機、開花制御装置や移植機、低温貯蔵庫などの導入により、ネギやえだまめ、トルコギキョウやシクラメン、キクなどの販売量が増加しております。

また、「ドローンオペレーター育成費補助金」においては、今年8名の資格取得を支援したことから、今後、本市内において農薬散布等に要する費用や労力が軽減される見込みとなっております。

次に、漁業振興に関する事業として、内水面におけるワカサギ卵の放流事業や外水面におけるガザミやヒラメの種苗放流事業を支援しており、水産資源の維持・回復の効果が現れております。

また、今年度からは、新たにトラフグの稚魚放流事業を支援しており、安定した漁獲量の確保と地域ブランドの創生に取り組むこととしております。

次に、商工業振興に関する事業として、令和4年度に「中小企業等稼げる力創出補助金」を創設し、市内事業者の生産性の向上や事業の多角化などへの取組を支援しております。令和4年度は7者に1,994万円、今年度は10者に2,949万円の補助金を交付し、バックオフィス業務や工程管理業務におけるDXの推進、食品加工業者や電気設計業者の新商品開発を支援し、経営基盤や稼げる力の強化を図っております。

また、「創業支援補助金」は、令和4年度は6名に総額200万円、今年度は移住枠の拡充や女性・若者枠の新設により、10名に総額544万円の補助金を交付しております。

国内で個人が創業した場合、1年以内の廃業率は38パーセント、3年で半数を超える53パーセント、5年目では75パーセントとなり、4社中3社が廃業・撤退するとの統計がございますが、本市においては「創業支援補助金」を創設した令和元年度以降、当

該事業を活用された28名の方全てが事業を継続しており、未だに廃業・撤退された方はございません。

なお、「創業支援補助金」を活用して起業した方が、数年後に「中小企業等稼げる力創出補助金」を活用し、事業規模と雇用を拡大する事例も出始めております。

そのほか、エネルギー価格の高止まりに苦慮している市内事業者のため、10月臨時会では補正予算を計上し、「省エネ対策支援事業」を新設するなど、市内事業者の実情と社会情勢を勘案しながら、適宜適切な企業支援を行っております。

今後も、職員による補助金活用後のフォローアップ訪問などにより、補助事業の進捗状況と成果を確認しながら、より効果的な事業の実施に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 13番西村 武議員の一般質問の2つ目「大雨による住宅点在地等の土砂災害のおそれがある箇所の対応について」お答えいたします。

ご質問の1点目「土砂崩れの恐れがある箇所数について」は、土砂災害の恐れがある区域につきましては、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づき県が基礎調査を行い、その調査結果を基に知事が土砂災害警戒区域等として指定しております。

対象となる土砂災害は、「急傾斜地の崩壊」「土石流」「地滑り」の3種類の自然現象に区分され、本市においては、急傾斜地として56か所、土石流として52か所、地滑りとして4か所の合計112か所が指定を受けております。

地区別では、飯田川地区36か所、昭和豊川地区70か所、天王地区でも追分西や上出戸の6か所が指定されております。

警戒区域の詳細につきましては、県建設部河川砂防課のホームページにおいて、所在一覧や警戒区域の詳細図面などが公表されているほか、本市のホームページでは、避難経路も含めた土砂災害ハザードマップを公開しております。

次に、ご質問の2点目「土砂崩れのおそれのある箇所に対しての対応策について」お答えいたします。

市の役割は、指定された警戒区域の市民への周知及び警戒避難に関する情報伝達となっております。

土砂災害警戒区域等では、大雨により多くの水を含んだ地盤が緩むと災害が発生する

危険度が増すことから、警戒区域の住民に対しては、気象庁が発表する情報を常に確認いただくとともに、避難情報が発令される前に、自主的に避難準備を行うなど、生命を守る行動をとってもらえるよう、今後も災害対策に関する情報を発信してまいります。

また、ハード面の対策として、平成26年度から県が事業主体である急傾斜地崩壊対策事業を実施しており、これまで、飯田川地区の「鳥木沢」と、昭和豊川地区の「新薬」の両区域における工事が完了しております。令和2年度からは、飯田川地区の「岩崎」で工事を実施しており、令和6年度中の完成を予定しております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 稼げる力の成果と検証については、ただいま市長から懇切丁寧な誠意ある答弁をいただきましたが、その中で農林水産振興についてを一つだけ伺いたいと思います。

例えば、これまで数年前ですけれども、北限のフグということを銘打って、例えば藤原市長時代だったと思いますけれども、そういうふうに市が予算化して地元での需要を高めるということから、市長会などで予算をおき、各種団体等がそれに参加をして市長会を開催した、そういう経緯がございます。その中で、そういう成果もありましたせいか、例えば潟上市の贈答品といたしまして、あるいは、ふるさと納税の返礼品ではちょっとわからないけれども、そういうふうに一時期、相当需要が高まっておりましたので、現在はフグの例えば需要というのは、あまり聞こえてきませんが、どのような状況になっておりますのか、また、市長としてどのようにお考えなのか、このブランド化をするためには、やはり地元からそういう需要を高めるということは大事なことはないかなと思いますので、その辺のところについてお考えを、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 西村議員の再質問にお答えします。

北限の秋田フグの取組についてでございますけれども、昨今の情勢を見ますと、今、漁獲量が下がってくる状況がございまして、今年度からまた稚魚の放流事業を再開しております。そういった形で、何とか漁獲量については維持しながら、この部分をいかに市の特産品としてPRしていくかだと思います。

そうした中で、一方で提供先といいますか、加工したり、そういったふるさと納税の

返礼で提供したり、こういった事業者が一部に事業撤退というか、そういった事業も出ておまして、正直申し上げて、現在そのフグ自体の取組については、ちょっとその提供先の部分に関しては、いまいち芳しくないという状況でございます。こういった部分の課題は、今後何とかその課題解決に向けて取り組んでいかなきゃいけないと思っておりますけれども、まずはそのもととなるフグの漁獲量の維持確保に向けて放流事業を継続してまいりたいと思っております。

○議長（小林 悟） 13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 2点目の、例えば農業生産力の向上及び担い手の育成ということで、新しく新規就農者がおりますけれども、この方たちが先ほど市長の答弁にもありましたように、花卉の栽培とかだと思っておりますけれども、稲作等につきましては、そういう新規就農者がいないのかどうか。例えばいたとすれば、農地の確保、こういうものに対しては、どのように市はお考えなのか。例えば耕作放棄地を何とか活用するとか、いろいろな方法があると思っておりますけれども、その辺についてはどのようにお考えなのか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） お答えします。

すいません、新規就農の内訳については、具体的な数字についてはちょっと手元になるのでお答えできませんけれども、稲作に就農している新規就農者はいることも事実であります。

ただ、その就農の形態として、事業承継であるとか、現在稲作をやっている方の事業を引き継ぐだとか、そういった形での新規就農がほとんどでありまして、耕作放棄地を引き継ぐといった、そういった事例は現在のところございません。

○議長（小林 悟） 13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 今、時代は就労人口が減少というようなことは誰しもわかることであります。そのために社会的な構造や産業構造、そういうものにも変化が生じております。市長といたしましては、この時代のニーズに合った、例えば改革、あるいは投資、先行投資、これも必要不可欠なことではないかなと私なりに感じているところでございます。今後とも、市長からは市政発展のため、一層のご活躍をご期待を申し上げまして、この1点目の質問は終わります。

そして、次に2点目の質問ですけど、大雨による住宅点在地ということで、ただいま縷々ご紹介がありましたが、まずおおざっぱに言って、要するに土砂災害が発生した場

合、そういう場合は県と対応すると。あるいは県でそういうところを直すのかどうか、その辺のところはどのようになっているのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この土砂災害の警戒区域というのは、これは県が指定するものでございまして、仮にそこで実際に土砂災害が発生した場合には、県で応急措置なりを行うということでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 例えばそういう恐れがあると、あるいは大雨のために危険な状況であるということを市がしらしめた場合、そういうときは、そこに点在する方々には、当然市の方で情報を発信するかと思いますけども、その辺のところはどのようになっていますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

大雨がかなり降って、土砂災害警戒情報が気象台の方から出た際には、市の方で避難指示等の避難を呼びかけるということがまず第一でございまして、土砂崩れの前兆と申しますか、そういった兆候を捉えたときには、ピンポイントにその自宅等に避難を呼びかけるというのも、その状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） 13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 例えば、その危険な場所と思われるところに大雨が降ったとする。それ、市としてはそういうところの点検などは、例えば住民サービスの中でしていないのかどうかですね、あるいはその危険な場所と思われるところに対しては、どのような住民に対しての指導ですね、はしているのかと、その辺のところもひとつ確認しておきたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この土砂災害警戒区域におきましては、年に数回、県と担当課の方で現地の方のパトロールも行っております。

それから、その土砂災害を防止する取組といたしましては、例えば小学校等で土砂災

害の避難訓練を行ったり、あるいはポスター、チラシ等を配布したり、そういうふうな予防のための対策を行っております。

そういった兆候が見られた場合には、まずいち早く、まず避難を呼びかけるということが第一であろうと思いますので、そういった避難を呼びかける体制について、さらに強化してまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） 13番西村 武議員。

○13番（西村 武） これまで私の記憶では、確か、先ほども部長から答弁がありましたように、豊川で2か所あったと思いますけれども、それ以降は危険な箇所は多々見受けられますけれども、そういう土砂災害ということはなかったのかどうか、その辺のところですね、そういう経験を生かしながら、例えばこの後の災害防止等に生かしていくとか、そういうところのご所見があればひとつ宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年7月の大雨の際も豊川地区で土砂崩れの恐れがあるという、その家庭の方が避難所の方に避難されておりました。その際も現地の方も確認しておりますが、ただ、その際は土砂崩れまでは起きないという状況で、土砂災害が起きるか起きないか、これは本当にわからないことをごさいますして、そういう恐れがあるところをこういった警戒区域に指定されているということをごさいますので、この区域に指定されている市民の方々は、いつ土砂災害が起きてもおかしくないということ、そういった周知はこの後も強化してまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） 13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 大変ご苦勞なことだと思いますけれども、当局におかれましては、やはり転ばぬ先の杖というようなことでもございますので、たまにはそういう危険な箇所を点検していただくというようなことでひとつお願いをしたいと思いますが、その辺について改めてどうですか。ご答弁お願いします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

西村議員の方からご指摘があったように、さらに市民への周知の仕方であったり、避難訓練であったり、それから県とのパトロールの強化といたり、様々な対策をこの後検討してまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） 13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 終わります。

○議長（小林 悟） これをもって13番西村 武議員の質問を終わります。

次に、15番菅原龍太郎議員の発言を許します。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） どうも、15番菅原龍太郎です。一般質問の機会を与えていただきましたことに、誠にありがとうございます。

私からは、通告に従い、2点質問いたします。

1つ目が、潟上市総合計画の進捗状況とまちづくりについてでございます。2点目が元木山陸上競技場の復旧についてでございます。

それでは、早速いきたいと思います。

1、潟上市総合計画の進捗状況とまちづくりについて。

第2次潟上市総合計画について、地方自治体が策定する行政運営の総合的な指針となる計画であり、地域づくりの最上位に位置付けられる計画で、長期展望を持つ計画的・効率的な財政運営の指針が盛り込まれております。自治体の全ての計画の基本となる最上位計画であります。その期間は、概ね10年間の地域づくりの方針を示す基本構想を受けて、5年間ずつの行政計画を示す前期・後期基本計画、3年程度の具体的施策を示す実施計画があります。

潟上市の第2次総合計画には、平成28年度から令和7年度までの10年間を基本構想期間とし、その基本計画の後期基本計画では、重点テーマとして「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含することにより、効果的かつ効率的に基本計画及び総合戦略の推進を図ります。」と記載されております。「実施計画は具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。3か年計画として別途作成し、毎年度見直しをするローリング方式により、マネジメントシステムとの連携を図って総合計画の進行管理を行います。」と記載されております。

第2次総合計画は8年目を経過しようとしておりますが、計画に対する施策推進の状況はどのようになっていますか。また、計画推進上、見直し、改訂等行った部分には、どのような計画がありますか。

では、ここで質問でございます。

1番、第2次総合計画は8年目を経過しようとしておりますが、総合計画全体に対す

る施策推進の状況はどのようになっておりますか。また、計画推進上見直し、改訂等行った部分には、どのような計画がありますか。

②のアとして、基本計画の基本政策3-(2)都市環境の整備の今後5年間で取り組む施策1の多核ネットワーク型都市形成への誘導として「都市計画マスタープラン(令和22年度までの20年間)を基に、市内各拠点間の道路や公共交通機関等ネットワークを充実させることにより、効果的な都市構造の形成に努めます。また、本市の実情に合った持続可能なまちづくりに向けて、区域区分や用途地域等の見直しについて検討します。」と記載されておりますが、本年度までの進行状況や、どのような事業を行いましたか。また、どのようなネットワークを整備されましたか。また、区域区分や用途地域等の見直しは行いましたか。ご教示ください。

イ、先般、9月定例会の市長の行政報告で東横インのホテルが市役所周辺に進出予定とありました。この件に関しては「協定」ということでありましたが、このことは本市にホテルを建設することについて、東横インの意向として具体的に提案があったことと理解しておりますが、そのような認識でよろしいでしょうか。潟上市としては、大いに希望するところではございますが、市役所周辺となれば、相手側としての条件もあり、現行の土地利用計画と法指定の状況から、ハードルが高いのではないかと思います。市長の認識をお伺いいたします。

ウ、潟上市は一部地域が秋田都市計画区域内にあり、現在、市役所周辺は都市計画区域外となっておりますが、区域変更し、市役所周辺をまちづくりの中心とできないものでしょうか。都市計画区域にするには市役所周辺の基本調査を先行させ、目指すまちづくりの区域指定を明確にし、都市計画決定手続を進めなければならないことになると思います。そうした各種調査の終了と関係機関(国・県)との協議を経て計画案を作成し、公示縦覧の手続を終えた後に計画決定されることとはなるとは思います。区域内の都市づくりは事業認可がなければできないこととなりますので、大変なご苦労があるとは思いますが、市役所周辺地区を5年後の区域変更にあわせ、都市計画区域に編入し、2分の1国庫補助事業の集約都市形成支援事業(コンパクトシティ形成支援事業)等を活用し、まちづくりをしてはいかがなものでしょうか。

また、都市計画マスタープランは令和22年度までとなっており、このまま多核ネットワーク型とし、中心に行政区域(市役所周辺区域)を追加してはいかがなものでしょうか。

以上、市当局の考えを宜しくお願いいたします。

次、2点目、元木山陸上競技場の復旧について。

高橋 優音楽フェスティバルと種苗交換会の開催によって、潟上市の知名度が上がったことについては大変うれしく思います。その中において、元木山陸上競技場のトラック部分の傷みが激しく、今現在復旧されておらず、水たまりが各所にできております。後片付け時の雨の中でのフォークリフト作業と作業員の足跡によるものと思われま。それ以降、羽城中学校の陸上競技部の生徒も練習にきておらず、閑散としております。復旧計画について伺います。

質問でございます。高橋 優音楽フェスティバルの事業主体と元木山陸上競技場の復旧について、契約書を交わしていると思いますが、その内容はどのようになっていますか。

2、元木山陸上競技場の復旧が契約されていないということは、協議会のときにされていないという報告でございましたので、もし契約されていないとすれば、その理由についてお伺いしたいということでございます。

3番、元木山陸上競技場は、第2種陸上競技場の認定を数年前より受けていないということでございますが、第2種陸上競技場免許を再取得する考えはございますでしょうか。復旧費用には、公認第2種陸上競技場免許を再取得する費用は入っておりますでしょうか。

以上、市当局の考え方をお願いいたします。

壇上からの第1回目の質問は以上でございます。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 15番菅原龍太郎議員の一般質問の1つ目「潟上市総合計画の進捗状況とまちづくりについて」お答えいたします。

ご質問の1点目「総合計画全体に対する施策推進の状況と、計画推進上見直し、改訂等行った部分」についてお答えいたします。

第2次潟上市総合計画では、10年間の長期ビジョンを定め、本市の誇りである豊かな自然と、人と人のつながりの中でいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、平成28年度からの5年間の計画期間とする前期基本計画、令和3年度からの5年間の計画期間とする後期基本計画を策定し、後期基本計画においては、重点テーマとして「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含することにより、効果的・

効率的に計画の推進を図ってきたところであります。

本計画に係る進捗管理は毎年実施することとしており、この結果を次期3か年の実施計画の参考にしております。

総合計画全体に関する検証といたしましては、次期計画策定前に実施する市民アンケートや日頃の市民の皆様からのご意見等を踏まえて総合的に判断・検証することとしております。また、計画上の見直し、改訂等については、これまで基本構想を含む基本計画自体の見直し等は実施しておりませんが、例えば、後期基本計画の策定に際しては、新型コロナウイルス感染症を見据えた新しい生活様式への対応等、時勢を捉えた視点等について取り入れるところがございます。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ご質問の2点目の「ア 基本計画3－（2）都市環境の整備について」お答えいたします。

本市では合併以来、本市区域のみで土地利用の規制や誘導を図ることができる、一体感のある都市形成を目指し、単独の都市計画区域となるよう見直しを進めてまいりましたが、現在は、区域区分に関する決定権者は県であり、さらに国土交通大臣の同意が必要であることから、本市としての意向を伝えてはいるものの、実現できていない状況であります。

しかしながら、都市計画法第34条第11号の導入による開発行為の増加、それに伴う市街地の形成、土地利用の変化は著しく、区域区分と用途地域の見直しは必要であると考えておりますので、引き続き調査研究するとともに、県との協議を進めてまいります。

ネットワークの整備といたしましては、平成30年度に完成した大豊小学校線のほか、車両及び歩行者の安全な通行の確保を目的とした二田追分線の改良事業を平成26年度から、昭和工業団地へのアクセス強化に加え、天王地区から昭和地区へのアクセス強化も目的とした武利子澤樹園地1号線ほか2路線の改良事業を令和4年度から実施しております。

次に、ご質問の2点目の「イ 東横インのホテルの市役所周辺への進出予定について」お答えいたします。

本市と株式会社東横インとの協定につきましては、本市への立地に向け相互に協力し、実現に向けて努力するという基本的な協定であり、具体的な場所などに関する記載はありません。

今後、建設地を含めた計画等について提示があるものと認識しておりますので、それを受けた後、本市といたしましては、各種法令等への適合などを含めた協議を進めることとしております。

なお、同社は、令和8年度中に市役所周辺に立地したいとの意向を示しております。

次に、ご質問の2点目の「ウ 市役所周辺の都市計画区域編入について」お答えいたします。

市役所周辺の都市計画に関する状況は、市街化調整区域である市役所敷地を中心に、西側、南側は市街化区域、北側は都市計画区域外となっております。これらの区域や区域区分を変更する場合は、議員ご指摘のとおり、各種調査、国・県との協議、地権者等関係者への説明等、相当の時間を要することになります。

議員ご提案の集約都市形成支援事業を活用する場合、同様に都市計画区域や市街化区域の見直しは必須であり、現在、活用すべきかについて県との勉強会などを行いながら調査研究を進めているところであります。

また、市役所周辺は、引き続き行政の中核的な役割を果たす行政、交流拠点として、今後のまちづくりを進めてまいります。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） 15番菅原龍太郎議員の一般質問の2つ目「元木山陸上競技場の復旧について」お答えいたします。

ご質問の1点目につきましては、先日の市政協議会で回答いたしましたので、答弁を割愛させていただきます。

2点目の「復旧が契約されていないとすれば、その理由について」についてお答えいたします。

「あきた音楽大使」である高橋 優氏が主催する「秋田CARAVAN MUSIC FEST」は、同氏が「秋田を音楽で盛り上げ、元気にしたい」という思いから、平成28年の横手市での開催を皮切りに、県内13市での開催が予定されているイベントであります。

当該イベントには県内外から多くの観客が訪れることから、複数市による誘致活動が行われ、これまでに開催した各市では、様々な支援を行っております。

本市におきましては、元木山球場、元木山陸上競技場及び市民センター昭和館の使用料と元木山陸上競技場の原状回復を免除することを支援策として提示したことから、陸

上競技場の復旧に関する契約は締結してございません。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ご質問の3点目「陸上競技場の認定について」お答えいたします。

元木山陸上競技場の認定については、現在の利用形態において公認の必要性がないことを確認できたことから、再取得については考えておりません。

また、復旧事業については、陸上競技場も含め、老朽化した公園一体を市民に親しまれる公園として整備するものであり、事業費に公認を再取得する費用は含まれておりません。

以上です。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員、再質問ありますか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） まず1番、潟上市総合計画の進捗状況でございますが、第2次総合計画が8年目で、10年目で終わるということでございますので、第3次総合計画についても、今、地方自治法では、必ずしもやらなくていいと法令変更になったわけですが、本市としては第3次総合計画がそのまま継続されるという解釈をしておりますが、その考え方でよろしいでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど菅原議員からご指摘あったように、地方自治法の改正によって、この総合計画を包含する基本構想の部分は、これに即して行わなければならないという部分が改正され、現在は無い状況でございます。それで、総合計画自体が令和7年度で終了するわけでございますが、今後の総合計画の策定につきましては、全国的に見ても、この総合計画自体を策定しないという市町村も出てきておりますので、策定するしないも含めて、この後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） わかりました。おそらくやっていただければなどは個人的には考えております。

②でございますが、いわゆる都市計画マスタープランの変更が、国、特に秋田、いわゆる都市計画区域の関係で秋田市、県とは、この協議をされているというのは毎年何回か聞くわけでございますが、非常に大変だというのはわかりますけども、一応、単独で

はなかなか難しいと思いますので、引き続き協議の方を頑張っていたいただきたいと思います。

それで、ネットワークの整備ということでございますが、一つだけちょっと希望というんですかね、前々からちょっと考えていた、全然書いてもいないんですけども、いわゆる県立博物館に出るところの場所、いわゆる男鹿線、男鹿の行く道路の所から直接で球場の脇とかを歩いていけないものかなというのが非常に皆さんから話ありますということで、ちょっと一つだけ、これちょっと書いてないんですけども、お話をしておきたいと思います。

それから、イの東横インでございますが、東横インはまず8年度中ということで、現在の土地利用計画と都市計画区域がここに設定されていないということで、非常に具体的なことは今のところ言えないというのはよくわかります。ただ、ウの将来的にですけども、このウのこの地区を非常にこれ大変だということは、ウのところでも私もよくわかりますので書いておきました。都市計画決定の手続を進めるというのは非常に大変かと思っておりますけども、実は今回、総務委員会で岐阜市のまちづくりということをまず研修させていただきました。これ非常にありがたかったわけです。非常に勉強になりました。

ちょっと事例なんですけども、岐阜市では、岐阜市内全部がいわゆる都市計画区域になっていまして、いわゆる今、部長が非常に大変だという話をされてました。そのとおりなんですけども、実に集中的に国の補助金をいただいて、いろんな例えばコンパクトシティとか市街地再開発事業、それから公園再整備事業ということで、非常に活気に満ちてお仕事をされておりました。その点は非常にカルチャーショックを受けたということで、それで、前々からこの湯上市役所の建っている周辺というのは、土地も非常にございますので、いわゆる国の補助事業と社会保険、いわゆる整備費ですね、くるやつを利用して、このまちづくりをできないかなということは、前々から、2年ほど前から非常に考えておまして、それでいわゆるコンパクトシティ形成支援事業というのは一番よくわかると思っておりますけども、地域の生活に必要なその都市機能の中心拠点への移転に際して、旧建物の除却費とか移転跡地の緑地化等、整備事業費についても支援されるわけでございます。したがって、湯上市では財源的に非常に難しいという話は非常に聞こえてはきますので、できれば難儀ではございますけれども、そこら辺を頑張っていたら、その事業認可までもっていけないものかなと、こういうのが仮に5年後のその変更にあわせなくても、その先でもよろしいですので、努力を惜しまないでできないも

のかなという気がします。

それで、将来的な、私としての希望なんですけれども、例えば、いわゆる図書館だとか、図書館が古くなって建て替えるときとか、文化会館を新築するとか、それから駅をそこにつくるとかということが仮にできれば、非常に魅力ある場所というか、利便性の向上にはいくんではないかと、こういう夢をもったまちづくりを、個人的になんですけれども考えているわけでございます。それで、開発行為に任せて、この様々な建物が混在することを許容する今のまちづくりよりは、都市計画に沿った社会インフラを整備しつつ、つくるまちづくりというものが、その方が市として、いわゆる市長としても、当市のまちづくりについてはいいのではないかなと思いますけれども、この点について市長いかがお考えでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員のご質問、大きな意味でのまちづくりという観点での質問ですので、ちょっと細かな話にはならないかもしれないですけども、現状やはりこれからの時代の趨勢等を考えますと、やはり人口減少社会というのがございます。そうした状況の中で、現在の潟上市も人口減少はわずかですがしている状況の中で、これ以上市街地を増やすという方策というのは、なかなか厳しいのではないかと。先ほど出た図書館であるとか、駅であるとか、そういった施設については、おそらく現在の価格からすると10億を超えるような投資事業にもなるかもしれません。そうした状況の中で、この市役所部分において、そういった新たな市街地開発を進めるというのは、現状の財政状況、将来的な見通しをしても、なかなか厳しいのではないかと考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願いします。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 市長、ありがとうございます。

次いで、イのところに移りまして、東横インの件に関しましても、できれば、私としては、ここの地区がもっとも妥当かなと、いわゆる敷地面積があって、おそらく東横インについても、これ見る目というか考え方は同じなんじゃないかと。ここら辺が発展するんだろうなという、おそらく見積もりというか、そういう見込みがあるのではないかなという気がするわけです。それで、おそらくこれ現実的に、これ令和8年度中にやるということでございますので、まずやるとすれば、現実的にはおそらく、市でその用地を確保して、それを提供、賃貸なるかどうかはまず別として、そういう形で進んでいく

のかなと思いますので、市長は財政的に無理だよという話でございますけども、将来の全体像を見ていただいて場所を決めていただければと、こういうふうにはただ個人的には考えるわけでございます。

それで、1番はこれで終わりたいと思います。

それで、2番の元木山陸上競技場の復旧につきまして、ちょっと確認のためにお伺いしたいわけですが、まずあそこは陸上競技場でございますので、行政財産ということは間違いなくと思います。これ、行政財産の管轄というのは教育委員会になっているかと思いますが、高橋 優フェスティバルにおいて陸上競技場の貸し付けについてちょっとお伺いしたいんですが、潟上市財産規則第54条第16、第54号の規則がございしますが、16号で行政財産使用申請書、決議書及び使用許可証は作成されているものでしょうか。それから、使用料は今、産経の部長さんから、ただだよと、こういう話は聞きました。それで、使用期間とかについては、具体的にどういうふうになっているのか、一応、規則上そういうふうになっていますので、もらっているかと思いますが、その点いかがなってますでしょうか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

元木山公園につきましては、潟上市都市公園条例の方に位置付けられておりますので、その中で減免規定がございまして、その中で減免しているということでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 今、すいません、減免を聞いたのではなくて、いわゆる規則上、使用許可申請書、それから決議書、いわゆる使用許可証と、こういうものの三部セットがございすね。それはもらっていますよねと、作成されておりますよね。そして作成されているとすれば、その使用期間、いつからいつまででしたでしょうかということをお伺いしました。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） 答弁漏れがあり、申し訳ありません。ただいまのご質問にお答えいたします。

申請書につきましては、令和5年9月6日に提出されておまして、行為の期間といたしましては9月11日から9月20日までとなっております、陸上競技場、野球場、

管理棟を使用するということになってございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） まず、その財産規則がメインになると思ってまして、まずこれを見てたわけですけども、その中に使用許可書の中の許可条件書の中に、様式を見ればですね、常に善良な管理者の注意をもって使用すること、いわゆる民法400条の善管義務ですね。それから、使用期間の満了、または使用許可の取消によって、いわゆる使用を終了した場合、使用期間の満了ですね、満了は速やかに原状に回復して返還することと、このようにうたわれておりますが、そうすると、前のこの話で、いわゆるそれは直さなくてもいいよっていう市長の特別な判断によって文章化されたと、こういうお話でございますが、一応行政財産の目的外使用許可でございますので、その点についてちょっとお伺いしたいかと思えます。

それで、そのように使用条件が、基本的にはね、いわゆる規則の中にはこのようにうたわれておりますので、そうすると、そこの点については全て削除されたという解釈なんですか。お願いいたします。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

.....  
午後 2時33分 再開

○議長（小林 悟） 会議を開きます。

畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

潟上市都市公園条例の中では、そのような文言というものはありませんので、この中で減免規定等については市長が認める場合はということが書かれておりますので、その中で処理したということでございます。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） これ、陸上競技場は行政財産ですよ。その点はちょっと、繰り返しますけど間違っていないと思います。

それで、今回あそこを貸したのは、いわゆる地方自治法の第238条の4というのを根拠にされていると思うんですよ。238条の4第7項でございます。市長が特に認めたも

のと、こういうことになるかと思えます。

今後の勉強のためにも、ちょっと詳しく聞きたいわけですが、行政財産のこの目的外使用、いわゆる238条の4、この中身をずっと見てみれば、目的外使用の基準がやっぱりあるわけです。災害の場合とかそれから国とか県とか各公共施設に貸す場合、これが2つ目です。大きいやつ。それから、いわゆる7項ということで、その他市長が当該行政財産の用途または目的を妨げないと認めるときと、このように書いています。このいわゆる地方自治法違反するわけにはいきませんので、この284の4の7項を根拠としておっしゃっているという解釈でよろしいかと思うんですが、その点いかがなものでしょうか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の質問にお答えします。

今回の対応については、あくまでも都市公園条例の条例の中に記載がありますので、そちらの適用になります。先ほど話した規則については、条例と取決めがない場合は規則に基づいた対応になると思いますけれども、今回の場合は条例に明記されておりますので、そこを適用させていただいております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 市長、条例と地方自治法の比較をした場合、やっぱり地方自治法が先なんじゃないかな、先とか後と違って言い方おかしいんですけども、条例はあくまでも地方自治法が優先されて、それで成り立っていると。私、これ駄目だとかって言うてるんじゃないかと、その238条の4の第7項をやっぱり利用すべきじゃないかな。それで、実はその行政財産について、ほかの市町村について何とだべかと思ってまずインターネットでいろいろ調べたんですが、あくまでも根拠条例というのは、その284条の第7項が根本になると、このようにまず書かれていたわけで私は質問するわけです。それで、間違っていれば、これ教えてもらわなきゃいけないし、そのように解釈されるわけです。

それで、仮にこれ、今、都市公園条例において市長がいわゆる公用のために直さなくてもいいと、こういうご発言をされました。要するに復旧はしなくてもいいよと、こういう解釈されたかと思うんですが、そこがちょっと引っかかるわけですよ、私としては。普通であれば、いわゆる直さなくてもいいということであれば、一応その、あそこ、確かにここに書きましたように、鉄板は最初敷いてました、確かに。それで、後片付けす

るときに、もう鉄板も何もなくて、それでフォークリフトを何台も入れて、それから作業人夫が重いやっぱり単管を持ちながら積み上げてやってましたので、当然あのようになると思います。それで、いわゆる法的根拠があるから、別に私、駄目だとかっていうことでなくて、私そのたまたまあそこ、犬の散歩のコースでございますので、ちょうど時間的に毎日のように見ていたわけです。それで、興味があって見たわけでもなくて、ただたまたま目に入るものですから見てたわけですがけれども、それから考えると、善管注意義務があとは全然関係ないよっていう感じでやったわけですよ。あれでいいのかなと。それで、いわゆる市役所の職員というの一人もいらっしゃらなかったし、いわゆる現場確認している方も誰もいらっしゃいませんでした。普通であれば、あれをやっぱり善管義務にして、現状復旧して、そんなにまず仮にちゃんと鉄板を敷いてやればね、現状復旧するたってそんなたいした話でなかったのかなと、このように思うので聞いてるわけですが、その点についてはいかが考えますでしょうか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問にお答えします。

端的に言いますと、なぜすぐに修繕しないのかという、復旧しないのかというお話かと思えます。

この話については、このキャラバンの誘致に当たっての会場地の選定の話からなりまされども、選定の際に本市としては2か所提案しておりました。一方が天王グリーンランドと、一方が元木山公園でございました。我々、通常イベントやっておりますグリーンランドの方が有力候補と思っておりましたけれども、主催者側については、元木山公園の方が適地であるという話でございました。

一方で、このグリーンランドと元木山をこちらの方から提案した背景の一つには、元木山陸上競技場の老朽化やトラック自体の暗渠排水設備が、もう壊れている状況で、それを復旧しなければ、非常にグラウンドとしては水はけの悪い、それこそサッカーや陸上の練習の際に滑ったりだとかそういった状況等、あと、公園全体についても陸上競技場、野球場含めますと40年以上経過した施設で、周りの外周部分でも老朽化や撤去しなければいけない施設等が、これはこれで潟上市の長寿命化計画にも載っているものでございました。

そういった状況と、当然こちらとしては、本市よりも以前に開催した、前年開催した会場地等も視察する中で、あれだけのステージ等を組むわけでございますので、ある程

度壊れるという状況も想定しておりました。そういった中で、従来やらなければいけない修繕の事業もございましたので、トラック自体の。これをある程度、壊れるのを見越しながら、いずれにしても暗渠排水の改修をすればトラック全面の改修が必要でございますので、そういった形で補修工事も想定されていることから、この予算については今回、債務負担行為あげておりますけれども、これについては利用者、直接利用されている方には使用できない旨をこれまでもお伝えしておりますし、できるだけ早急にそういった状況を改善したいということで、これから債務負担を組んで当初予算でまた対応させていただきたいという状況で、現状大変申し訳ございませんけれども、あのよ  
うな状態になっているというわけでございます。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 私は今回の予算について別に反対するものでもなくて、あそこがきれいになってくれれば、それはそれでいいことだなと思いますので、前もお話しましたように、やっぱり住民が非常にまず心配しています、実は私の周りの人も。あそこ、実は老人の人方の散歩コースでもございますし、どうしてもやっぱり目に入るものですから、それでくるわけでございます。それで今回質問させていただきましたけれども、今まず陸上競技場の使用許可についてそうであるという畠山部長の話もわかりました。

ただ、私今回見た中で、この行政財産の目的外使用につきまして、具体的に書いている箇所が、ほかの市町村は結構きっちり整備されておまして、例えば公有財産の許可に関する一般の条件等、いわゆるこの公有財産7項ができたというのは、いわゆるなんぼ公共財産であったとしても有効利用して、その市民、活用を図りなさいということでこれ柔軟規定というのができたとは思いますが、したがって、この行政財産の目的外使用許可につきまして、できればもうちょっとわかりやすく整備していただければありがたいなど、こういうことをもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。

以上でございます。どうも大変ありがとうございました。

○議長（小林 悟） これをもって15番菅原龍太郎議員の質問を終わります。

（「動議あり」の声あり）

○議長（小林 悟） 賛同者おられますか。

（「はい」の声あり）

○議長（小林 悟） じゃあどうぞ。

○7番（堀井克見） 先ほど、今、菅原龍太郎議員から一般質問がありました。一般質問

が終わって、当局の答弁に入った段階で、所管の部長である小野産業建設部長から、冒頭に驚くべき発言が出たやに私は印象を受けました。というのは、先般の市政協議会で元木山グラウンド云々については、もう答えてあるので答弁は差し控えると、こういうことを明言いたしました。私ね、市政協議会というステージと本会議場である議員の固有の権利である一般質問に対する質問と答弁、全く別次元のものです。当局が市政協議会でテーマとして、あるいはまた協議会、協議したものに対して答えてあるから、本会議場の一般質問の部分について答えない、控えるというなれば、今後も適時に開かれる市政協議会でテーマとか協議したことが、議員が一般質問の問題として当局に発した場合、それが一つの前例としてそれが答えられないということになりかねないので、これはもう議会側としては、もう絶対飲むことができない。

しかもですね、私、今、議会運営委員長の立場で動議を出させていただきましたけれども、一般質問というのは通告書、趣意書に基づいて粛々とやる、これは固有の権利ですからやっています。これに対して当局は答える責任があるんです。答えなきゃならない責任があります。ですから、私やっぱりね、産業部長、小野部長が冒頭でああいう弁を発するという事は、今後の潟上市議会の有り様、一般質問の形態等々に大きな問題を残しかねないので、この部分において私は納得いきませんから、果たして議会として、議員として、これを今後も認めるのかどうか、これ議会運営全体に関わる問題でありますから、議会運営委員会を開いて、きちっと整理をし、受け入れるとすればそれはそれでいいわけですが、私は受け入れ難い、このことについては。全くこの一般質問の趣意書、通告書というのは、我々もきちっと揉んで、全会一致でこれは一般質問として認めますという決定をした上で、昨日から粛々と本会議場で行っていることでありまして、議会の言論が封じ込められるような、それでそれに答えないという責任を果たさないというスタンス、姿勢というのは、私は許し難いので、このことをもう一回議会運営委員会で検証し、協議をして、そして議会運営委員会として決定をし、それを議長の方に答申をしたいと思っておりますので、その取扱いを議長の方からお願いしたいと思っております。ほかの議員の意向も踏まえながら、是非ひとつ、市長に対して私は物申してないから・・・

(「その前に」の声あり)

○7番(堀井克見) 黙っててください、黙っててください。あなたね、議会運営さチャチャいれないでください。小野部長が冒頭に答弁したことに對して、協議会でもって

やったことに対しては答弁してあるから答弁控える、ここの言そのものが議事録に残ることが致命的になります、市議会としては。ですから、そのことを議事を司る、議事整理を司る議長から、大所高所からの判断をいただいて、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 2時44分 休憩

.....

午後 2時55分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

ただいま7番堀井克見議員から、当局回答に対することの動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので成立します。

当局回答に対する動議を議題として、採決します。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。これも採決に入っています。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（「採決の前に意見ある。意見。」の声あり）

○議長（小林 悟） どうぞ。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 私も当局との今やり取り聞いて、市政協議会の中で説明したから答弁省くということ聞きましたけれども、場が違うんですね。本会議と、また市政協議会は、どちらも公式な会議なんですけれども。しかし、やはり本会議では答弁していても、説明していても、本会議ではやっぱりしっかりしたものを言わないと、記録にも残らないでしょ。ですから記録に残して、こういうやり取りがありましたということをちゃんと答弁に対して起こしていかないと、私はいけないと思うんです。ですから、私、小野部長が言った発言については、ちょっと不適切だったなど。その点については、しっかり謝って、これからこういうことのないようにということで収めた方がいいんじゃないかなと思います。

以上、私の意見。

○議長（小林 悟） 堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 謝って済む話ではありません。質問している方に答弁をする、これでセットです。答弁してないんだから。市政協議会でやったからっていうことを前提にして。だとすれば、議会本会議場で一般質問が成立しないということになる、その部分

において。ですから、その部分ね、小野部長が謝罪、謝ったから済むという安直な問題じゃないということを申し上げたいと思います。そうすればもう一回、この部分においては、元木山に関する部分においては、先ほどのことを改めて、こうこうこうですよ。市政協議会で説明したかもしれないけれども、もう1回戻して、そして答弁受けて、そしてあるいは再質問を許して、そうしてやらないと、これは完結しないと。それだけ重いんですよ、本会議場の一般質問というものは。議会の議運を経て粛々と積み上がってきてますから。ですから、これ賛否で決めるなんていうことは大変なことですよ、議長。仮にな、賛否で決めて、そのとおりだとなれば、これ大変なことになっちゃうですよ、逆に。ですから、私はこれはきちっと議会運営委員会でもってきちっともう1回整理をし、例えば場合によってはテープを聞いて、本当の意味で、どういう状態になっているのか、そこを確認しながら議運でもって結論を出し、そして、議長に対して答申を出し、そして議長が議事運営上の整理の責任者として判断をする、それからじゃないと、何も焦って採決採るとかというプロセスはとるべきではない。あなたの責任も重大になりますよ、これ1歩間違えば。もう前代未聞のこれケースですよ、地方議会。市政協議会とかね、県だって同じ、佐竹さんと自民党が会派してしゃべったから本会議の質問に部長が答えられないのか、できるはずないでしょう。当たり前のこと普通に考えてください。これを許す議会となれば大変なことなるよ、発信されたときに。議会の機能を果たしてないのではないかと、こういうまさに市民から大変な問題提起されますよ。ですから、あえて言うけれども、議長はね、この議会側、あなたも含み18人の中できちっと協議なり相談をし、そして決めればいいこと。当局は発信してるんだから、それもう消すわけにいかないの。テープをみて確認することは、これは可能だよ。そういうふうにして粛々と、冷静沈着にやってくださいよ。あえてお願いします。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 2時58分 休憩

.....

午後 3時00分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に戻り、会議を開きます。

今、小野産業振興部長より、再度お答えしたいという話がありましたので、一般質問に対するお答えを再度してもらいますので、答弁漏れをしっかりとってもらいますので、宜しくお願ひしたいと思います。

(「議長、議事運営。問題あり」の声あり)

○議長(小林 悟) はい、どうぞ。

○7番(堀井克見) 既に小林議長は、自分の議長としての議事整理権を最大限行使をして、菅原龍太郎議員の一般質問はこれで終わりますということ、あなた宣告してますから、時計の針を戻すわけにいきません。それ戻してね、どういう手続と、どういう権限でもって、一旦締めたものを、締めたものを、今あれですか、再答弁させて、それで帳尻合わせるんですか。できないですよ、これは。いくら議長の議事整理権と言えども。私はあなたから、菅原議員の質問終わったと。それでちゃんとお許しいただいて、こういう議事運営上の問題あったり、例えば不穏当発言あったり、不規則発言あったりすれば、これはもうきちっと、明日なら明日までは私の方で議事運営上、議員として物言えるという権限持ってますから、それに基づいてやってますし、あなたもおそらく認めたんでしょう。ただし、一般質問をもう終結していますから、これから戻して、時計の針を逆さ回して、小野部長が弁明して、何答弁するかわかんないけども、そういうことできるはずないでしょう、この議会の本会議場で。調べてみて、局長。できないから、そういうこと。できないの。できるとすれば、何をもってできるかということの証を立ててください。そうでないと会議は前に進まない。議運開けて、いいから。

○議長(小林 悟) 暫時休憩します。

午後 3時01分 休憩

.....  
午後 3時07分 再開

○議長(小林 悟) 休憩前に戻り、会議を開きます。

そうすれば、今、動議が成立しましたので、動議に対する賛成討論、反対討論を求めます。反対討論の方を提案出してください。そこをお願いします。8番藤原典男議員。

○8番(藤原典男) 先ほどの小野部長の言ったことに対して、動議としては成立しておりますけれども、これをまた正式な議題として議運にかけてどうのこうのとはまだ採択してません。

私の考え方としては、一般質問のやり取りはお互いに緊張しているわけですから、そのときに例えば私思うに、市政協議会で説明したから省きますというのは、やっぱり出てくるとは思うんですよ。ただ、後で振り返れば、いや、あのときもう少しそういうふうな言葉使わないで、しっかり説明すればよかったなど、私は思ってます。ですから、

議運開いてテープ起こしてどうのこうのやるよりも、ここで私の言い方が悪かったと、訂正します。今後このようなことがないようにということで、一言でね、私は解決できると思うんですよ、今後の議事運営のあり方についても。ですから、これは議長の裁量でやれることですので、動議としては成立しておりますけども、これを採択して議運にかけるということには私は反対です。

以上で終わります。

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論の方、おりませんか。どうぞ、賛成討論の方。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 反対討論の方はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認めます。

それでは採決します。この動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） それでは、反対の方は起立願います。

（反対者起立）

○議長（小林 悟） 動議は成立しました。

それでは、議会運営委員会を開くこととなります。場所は常任委員会3でお願いします。

暫時休憩します。

午後 3時11分 休憩

.....  
午後 4時47分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

お諮りします。間もなく5時になりますが、このまま会議時間を延長してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認め、会議時間を延長します。

次に、議会運営委員会の委員長報告をお願いします。7番堀井克見議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） 皆さん、お疲れのところ大変長らくお待たせいたしました。議会運営委員会を開催してありますので、皆様に丁寧にご報告申し上げたいと思い

ます。

先ほど当局の発言に対する動議に関して、議長より諮問を受け、協議した結果、以下のとおり決定をいたしましたので議員の皆様にご報告いたします。

15番菅原龍太郎議員の一般質問に対する当局小野貴宏産業振興部長の答弁において、市政協議会で説明したので割愛するとの答弁がありました。これはテープを回して確認しました。

その結果、部長の答弁は議員の一般質問の権利、議会を軽視した発言である。今後、このような議会軽視が二度とないように、当局の責任者である鈴木雄大市長からの謝罪と反省を求める。及び、発言者本人の小野貴宏産業振興部長からの謝罪、発言の撤回と削除の申し出を、そして、改めて答弁を求めることを全会一致で決定をいたしました。

以上が議会運営委員会で決定されたことです。

報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（小林 悟） ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思います、皆さん、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認め、議会運営委員長の報告とします。

次に、行政側から、市長から発言、鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 先ほど議会運営委員長から報告がありましたとおり、このたび、一般質問において、当局側の不適切な答弁により、このように議会を遅延させてしまったことに対し、おわび申し上げます。

今後は、このようなことのないよう、当局側のトップに立つ者として注意してまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

○議長（小林 悟） 次に、小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） 先ほどの菅原龍太郎議員の答弁の冒頭、ご質問の1点目につきましては、「先日の市政協議会で回答いたしましたので答弁を割愛させていただきます」という部分を削除させていただき、「ご質問の1点目の「事業主体と元木山陸上競技場の復旧について契約を交わしているか。また、その内容は。」についてと、2点目の「復旧が契約されていないとすれば、その理由について。」は関連がありますので、

併せてお答えいたします。」という内容に訂正させていただき、おわびを申し上げます。  
申し訳ございませんでした。

○議長（小林 悟） 菅原龍太郎議員、答弁に対して何か質問ありませんでしょうか。  
15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） すみませんが、第1回目の①の、②は答弁はいただいています。  
私のメモでは、間違いなく。ただ、①番についての、その内容はどのようになっており  
ますかっていうことで、この点だけ返答していただければ私としては結構なんです。  
1番と2番を合体する必要はございませんので、①だけもう一度すみませんがお願い  
いたします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

「復旧について契約を交わしているか。また、その内容は。」については、陸上競技  
場の復旧に関する契約は締結してございません。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） わかりました。この内容で結構だと思います。わかりました。  
ありがとうございました。

○議長（小林 悟） 再度になりますけれども、これをもって15番菅原龍太郎議員の質問  
を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、12月13日から20日までの8日間、本会議を休  
会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認め、12月13日から20日までの8日間、本会議を休会  
することに決定しました。

本日の日程はこれで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、12月21日木曜日、午後1時半より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、明日12月13日水曜日、午前10時より予算特別委員会を開会しますので、ご参  
集願います。

どうもご苦勞様でございました。

午後 4時56分 散会

